苫小牧市障害者計画

ともに創るやさしい苫小牧

一自立を応援する福祉のまちづくりー

(計画期間:平成 19 年度~平成 23 年度)



平成 19年3月 苫 小 牧 市

苫小牧市は、平成9年に策定した「苫小牧市障害者福祉計画」に基づき、その基本理念である「障害のある人もない人も誰もが社会に参加し、自立できる福祉の街づくり」の実現に向けて、各種の障害者施策に取り組んでまいりました。

一方、国の障害者施策は、昨年4月に施行された障害者自立支援法により、従来の支援費制度の対象者に、新たに精神障害者を加え、身体、知的、精神という障害の種別にかかわらず、共通の制度のもとで、必要とするサービスを利用できる仕組みとなり、障害のある人が持っている能力及び適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を行えるよう、支援する制度となりました。

平成19年度からスタートする苫小牧市の新しい障害者計画は、「ともに創るやさしい苫小牧〜自立を応援する福祉のまちづくり〜」を基本理念として掲げました。

これを実現するため、「自己実現を応援するまちづくり」「暮らし続けられるまちづくり」「バリアフリーのまちづくり」の3つの基本方針のもと取り組むべき施策を推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス及び 地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画とし て「苫小牧市障害福祉計画」を併せて策定しております。

終わりに、計画の策定にあたり、苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会委員の皆様をはじめ、障害者関係団体、アンケート調査にご協力いただいた方など、多くの市民の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成19年3月

苫小牧市長 岩倉 博文

目 次

I	基本方針		1
1	基本理念		3
2	基本方針		3
I	計画の策定にあたって		5
1	計画の目的		7
2	計画の性格		8
3	計画づくりの視点		8
4	計画の期間		9
5	計画の対象者		9
6	障害者施策の進捗状況	1	0
7	国及び北海道の動向	1	1
8	苫小牧市障害福祉計画との関係	1	3
Ш	施策の体系	1	5
IV	基本計画	1	9
1	自己実現を応援するまちづくり	2	1
	1-1 教育・育成	2	2
	1 - 2 就労支援	2	6
	1-3 社会参加	3	O
2	暮らし続けられるまちづくり	3	3
	2-1 保健·医療	3	4
	2-2 生活支援	3	8
	2-3 ケアマネジメント	4	2
3	バリアフリーのまちづくり	4	5
	3-1 心のバリアフリー	4	6
	3-2 情報・コミュニケーションバリアフリー	5	O
	3-3 生活環境のバリアフリー	5	3
V	計画の推進	5	7
資	料	6	1
1	計画策定の経緯	6	3
	1 苫小牧市障害者計画·障害福祉計画検討懇話会設置要網	6	3
	2 苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会委員名簿	6	4
	3 インタビュー団体名簿	6	5
	4 苫小牧市障害者計画·障害福祉計画策定会議設置要綱	6	6

5 策定の経緯6	8
2 苫小牧市の障害者に関わる現況6	9
2-1 苫小牧市の概要6	9
(1) 主要指標にみる苫小牧市の位置6	9
(2) 人口・世帯数の動向7	0
2 — 2 障害者等の状況7	2
(1) 障害者数7	2
(2) 身体障害者7	3
(3) 知的障害者7	4
(4) 精神障害者7	5
(5) 難病患者7	6
(6) 障害のある児童・生徒の就学等の状況7	6
(7) 障害者雇用の状況7	8
(8) 通所の状況(平成 17 年度中の実利用者数)7	9
(9) 入所の状況(平成 17 年度中の入所実人員)8	0
3 1 障害者に関わる取り組みの現状8	2
3 アンケート調査結果 8	5
4 用語解説9	9

「障害」の表記方法について

障害の「害」の字に抵抗感や不快感を持つ人に対する配慮から、「障害」を 「障がい」と表記する自治体が増えており、北海道においても平成 18 年 2 月から保健福祉部の範囲で、ひらがな表記を試行的に実施しています。

本市では、障害者計画の策定にあたり、障害者アンケートを実施するとともに、計画検討懇話会や障害者関係団体の意見もお聞きしました。

懇話会では、「ひらがな表記」という意見が示されアンケート結果では、「変更の必要がない」とする回答が6割以上に上り、障害者団体からは、「表記の変更よりも施策の充実を」、「ひらがな表記自体に抵抗がある」などの意見が出されました。

これらを踏まえ、本市としては、「障害」の表記方法については、さらに検討を要するものと判断し、当面は従来どおり、漢字表記とすることとしました。

なお、今後とも、国や道の動向に注視しながら、社会情勢や障害のある人の考え方の変化の状況などを捉えて、適切に対応していきます。

注:本文中で*のついた用語は、「資料4 用語解説」(99頁~)をご参照ください。



1 基本理念

本市は平成8年度に「障害のある人もない人も誰もが社会に参加し、 自立できる福祉の街づくり」を基本理念とした「苫小牧市障害者福祉計画」を策定し、すべての市民が自らの意思や主体性のもとに自立した生活が送れるよう障害者施策を進めてきました。

「障害者自立支援法*」の制定・施行による障害者の地域生活への移行、 就労の促進など、自立支援をより一層強化することが求められています。 本市は今後、前計画「苫小牧市障害者福祉計画」の基本理念を引き継

本市は今後、則計画「苫小牧市障害者福祉計画」の基本理念を引き継ぎ、自立支援の充実に努めるとともに、市民一人ひとり、地域団体、事業者等、すべての主体の参画を促すなど、ともに生きるやさしいまちづくりを進めるため、この計画の基本理念を次のとおり定めます。

「ともに創るやさしい苫小牧~自立を応援する福祉のまちづくり~」

この基本理念のもと、人も街もやさしいまち、障害のある人も安心して自立した暮らしができる苫小牧市をめざします。

2 基本方針

基本理念「ともに創るやさしい苫小牧〜自立を応援する福祉のまちづくり〜」の実現に向けて、次の基本方針のもと施策に取り組んでまいります。

1 自己実現を応援するまちづくり

障害のある人もない人も、自己選択と自己決定のもとにそれぞれの能力を十分に発揮し、自分らしく、いきいきと生きることができるよう、教育・育成の充実、就労機会の拡大、地域活動への参加促進など、自己実現を応援するまちづくりを進めます。

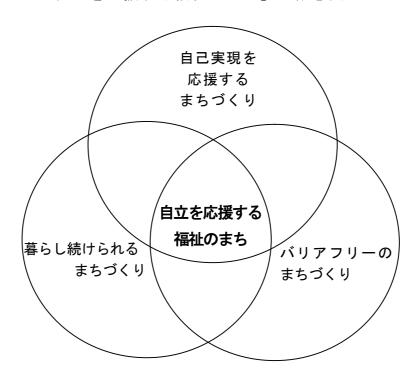
2 暮らし続けられるまちづくり

障害のある人もない人も、健やかに、地域で自立して豊かに暮らせるよう、利用者本位の考え方に立って保健・医療や生活支援サービスの量的・質的な充実を図るとともに、サービス利用を支援する仕組みづくりを行うなど、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを進めます。

3 バリアフリーのまちづくり

障害のある人もない人も、相互に個性を認め合い尊重し合うとともに、 あらゆる分野へ参画する機会が均等に与えられるよう、差別・偏見の解 消、情報・コミュニケーション手段の充実、安心・安全な生活環境の整 備など、バリアフリー*のまちづくりを進めます。

「自立を応援する福祉のまち」の概念図





1

計画の目的

平成8年度に「苫小牧市障害者福祉計画」を策定した後、平成15年4月に「支援費制度*」が導入され、平成17年4月には「発達障害者支援法*」の施行、さらに平成18年度から「障害者自立支援法」が施行されるなど、障害者施策は自立支援、社会参加を促進する方向へ大きく変化しました。

このようななかで、本市においては、すべての人々が、等しくあらゆる分野の活動に参加することができる地域社会を実現することを目的に、 平成13年度に「苫小牧市福祉のまちづくり条例*」を制定しました。

また、平成16年度には、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画*」を策定し、市、事業者及び市民が、それぞれの立場で分担して役割を果たし、協力しながら取り組みを進めています。

一方、障害者が社会的に保護される立場から、"チャレンジド*"として積極的な生き方を求める傾向が強まりつつあります。社会の対等な構成員として人権を尊重されるとともに、自己選択と自己決定により社会のあらゆる活動に参加・参画し、責任を分担する共生社会*づくりが求められています。

この計画は、共生社会の実現をめざして、「苫小牧市障害者福祉計画」の理念と成果を引き継ぎ発展させるとともに、残された課題と新たな課題の解決に向けて、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定します。

2 計画

計画の性格

この計画は、市や関係機関・団体だけでなく、住民参加による共生社 会づくりの指針として、次のような性格をもっています。

- 1 障害者基本法*に基づく計画で、本市の障害者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画です。
- 2 「苫小牧市総合計画」をはじめ、国・道の上位・関連計画等と整合した計画です。
- 3 住民や関係団体、事業者などが、自主的かつ積極的な活動を行うため の指針です。
- 4 この計画の主管は、社会福祉課とし、関係機関と十分な調整を図り推進するものです。

3

計画づくりの視点

この計画は次の4つの視点から策定しました。

1 利用者本位のサービス提供を基本とする計画

地域での自立した生活を支援することを基本に、利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できる体制づくりを進める計画とします。

2 障害者の自己実現を支援する計画

障害者の活動や社会参加を困難にしている様々な障壁を取り除き、障害者がその能力を最大限に発揮し、自己実現することを支援する計画とします。

3 共に生きる地域づくり計画

市民が多様性を認め合うとともに相互に連帯を深め、それぞれの立場から主体的に地域福祉に関わり、共に生きる地域づくり計画とします。

4 総合的かつ効果的な施策を推進する計画

行政各分野の相互の緊密な連携を図るとともに、関係各機関・民間サービス提供者などとの連携など、障害者の生活を支援する総合的かつ効果的な施策を推進する計画とします。

4 計画の期間

計画の期間は、平成19年度から23年度までの5年間です。

ただし、国や北海道の施策の動向など、社会情勢の変化に即し、必要に応じて見直しを行います。

計画の期間

平成 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 (2007) (2011) 年度

苫小牧市障害者 福祉計画 苫小牧市障害者計画 (平成19~23年度)

苫小牧市障害福祉計画 (平成 18~20 年度)

苫小牧市総合計画 第4次基本計画 新たな「苫小牧市総合計画」 (平成 20 年度~)

苫小牧市高齢者保健福祉計画・ 第3期介護保険事業計画 (平成18~20年度)

苫小牧市次世代育成支援行動計画(平成17~26年度)

前期計画(平成17~21年度)

後期計画 (平成 22~26 年度)

北海道障害者基本計画(平成15~24年度)

国・障害者基本計画(平成15~24年度)

重点施策実施5か年計画 (平成15~19年度)

5

計画の対象者

この計画が対象とする障害者とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける

人」、「てんかん及び難病に起因する身体又は精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障のある人」、「自閉症*、アスペルガー症候群*、その他の広汎性発達障害*、学習障害*(LD)、注意欠陥多動性障害*(ADHD)等の障害のある人」を基本とします。



障害者施策の進捗状況

「苫小牧市障害者福祉計画」に基づいて取り組んだ主な施策・事業の 実績は次のとおりです。

新たな取組実績	実施年度	内容
妊産婦や新生児・未熟児に 対する保健相談・指導	平成4年度~	1歳6か月健診後のケースフォロー「なかよし教室」への職員参加
	平成3年度~	はなぞの幼稚園における統合教育の実施
混合保育、混合幼児保育	~平成18年度	保育所での混合保育のため保育士の加配、法人保 育園での受け入れも増えてきている。
障害児に関わる多様な相 談・指導の充実	~平成18年度	保育所の預かり児童の状況により、おおぞら園や 保健師との連携を図りながら、相談・指導に努め る。
子ども発達支援事業	平成18年度~	相談事業、関係機関への直接指導や「苫小牧市子 ども発達支援整備体制会議」の設立
小・中学校整備	平成9年度~	障害者専用トイレの設置 小学校3校に4ヵ所 中学校2校に3ヵ所 エレベーターの設置 小学校3校、中学校2校
障害者文化教室(パソコン 教室)	平成13年度~	視覚、及び聴覚・肢体の2教室を年15回ずつ実施 受講者125人、ボランティア1,347人
障害者文化教室(その他)	平成4年度~	身体障害者の学習支援と社会参加の促進を目的 に、3コース年7回ずつ実施、受講者399人
バリアフリー住宅の普及促進	平成14年度 平成15、16年度 平成17年度~	苫小牧市バリアフリー促進特例融資の実施 苫小牧市住宅リフォーム特例融資の実施 苫小牧リフォーム支援事業を実施中
適合証*の交付	平成15年度~	苫小牧市福祉のまちづくり条例による適合証交付 審査済み15件、申請中2件
公園の再整備事業	平成10年度~	段差の解消など、旭町2丁目公園他63公園実施
身体障害者用トイレ整備	平成6年度~	新設公園、平成6年度以降は、近隣公園以上の大きな公園に設置、また、平成14年度以降は、街区公園にも設置。西町公園他37公園実施
	平成14年度~	公園の再整備事業、美園3丁目公園他20公園実施
道路付帯施設等の整備促進	平成13~16 年度	市道王子通線整備(交差点部縁石低化、点字ブロック*、電線地中化)
公共交通機関等の整備促進	平成16年度	JR北海道に対し苫小牧駅のホームに身障者用エレベーターの設置を要望
利用しやすいバス、停留 所、待合所の整備	~平成18年度	乗合車両91台中低床車18台 停留所286ヵ所中箱型待合所48棟 バス停上屋67棟(全箱型待合所にベンチ設置済み)

7

国及び北海道の動向

1 国の動き

平成5年に「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正し、「リハビリテーション*」「ノーマライゼーション*」の理念と、「完全平等」の目標のもとに「障害者対策に関する新長期計画」(平成5~14年)、平成7年に「障害者プラン」(平成8~14年)を策定しました。

さらに、平成15年には、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に個性を尊重し、支え合う共生社会をめざす「障害者基本計画」(平成15~24年度)と、その前期重点実施計画である「重点施策実施5か年計画」(平成15~19年度)を策定しています。

社会福祉基礎構造改革の流れのなかで平成12年に成立した「社会福祉法」に基づいて、障害者の自立支援、社会参加を促進するための新たな枠組みとして支援費制度が平成15年度から始まりました。また、平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行されたのに続き、障害種別を越えてサービスを相互利用できる新たな制度づくりをめざす障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行されました。

2 北海道の動き

北海道は昭和57年に「障害者に関する北海道行動計画」(昭和57~平成3年度)を、平成5年に「障害者に関する新北海道計画」(平成5~平成14年度)を策定しています。平成10年には、「障害者に関する新北海道計画」の後期5か年の重点施策実施計画として「北海道障害者プラン」を策定しました。

平成15年3月には「北海道障害者基本計画」(平成15~24年度)を策定するとともに、計画前期5年間に取り組む重点施策や目標値を示す「前期実施計画」を策定し、障害者施策の着実な推進を図っています。

上位・関連計画等 障害者基本法の改正 (平成5年) ・障害範囲の明確化 ・障害者計画の策定方針 新バリアフリー法(高齢者障害者移 動円滑化促進法) 社会福祉法 (平成 18 年施行) (平成 12 年施行) ハートビル法と交通バリアフ • 支援費制度化 リー法を一体化した法律 ・市町村への事務の委譲 障害者基本計画(国) 北海道障害者基本計画 (平成 15~24 年度) (平成 15~24 年度) ・だれもが人格と個性を尊重して支 え合う共生社会の実現 重点施策実施5か年計画(国) (平成 15~19 年度) ・数値目標の設定など ・ 重点的に推進する具体的施策 苫小牧市総合計画(予定) (平成 20 年度~) 障害者自立支援法 (平成18年施行) ・サービスの一元化等 苫小牧市福祉のまちづくり条例 (平成14年施行) 苫小牧市障害者計画 苫小牧市福祉のまちづくり推進計画 (平成16~25年度) 苫小牧市高齢者保健福祉計画 • (平成 19~23 年度) 第3期介護保険事業計画 (平成18~20年度) 苫小牧市次世代育成支援行動計画 (平成17~26年度)

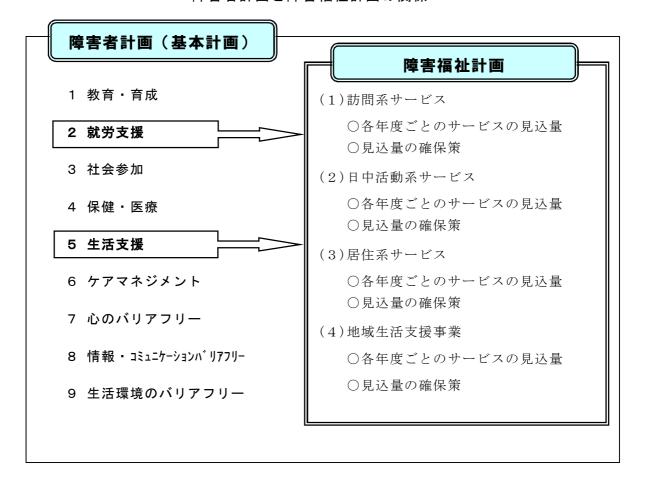
8

苫小牧市障害福祉計画との関係

この計画が「障害者基本法に基づく、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める5年間の計画」であるのに対し、「苫小牧市障害福祉計画」は、「障害者自立支援法に基づき、3年を1期として定める障害福祉サービス等の確保に関する計画」です。

本市では、この計画と並行して「苫小牧市障害福祉計画」を策定しています。

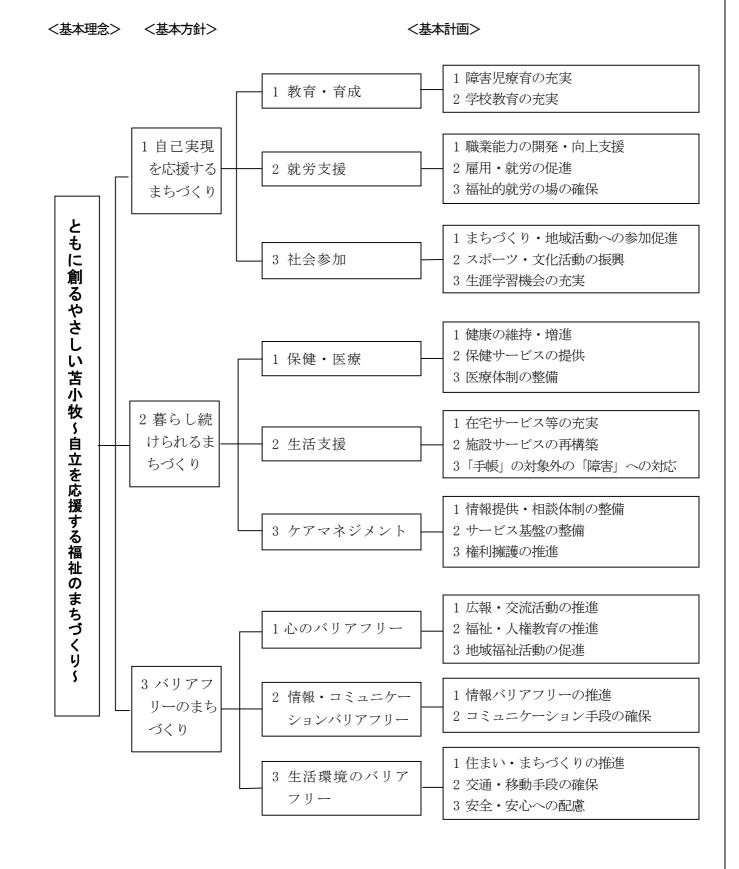
障害者計画と障害福祉計画の関係

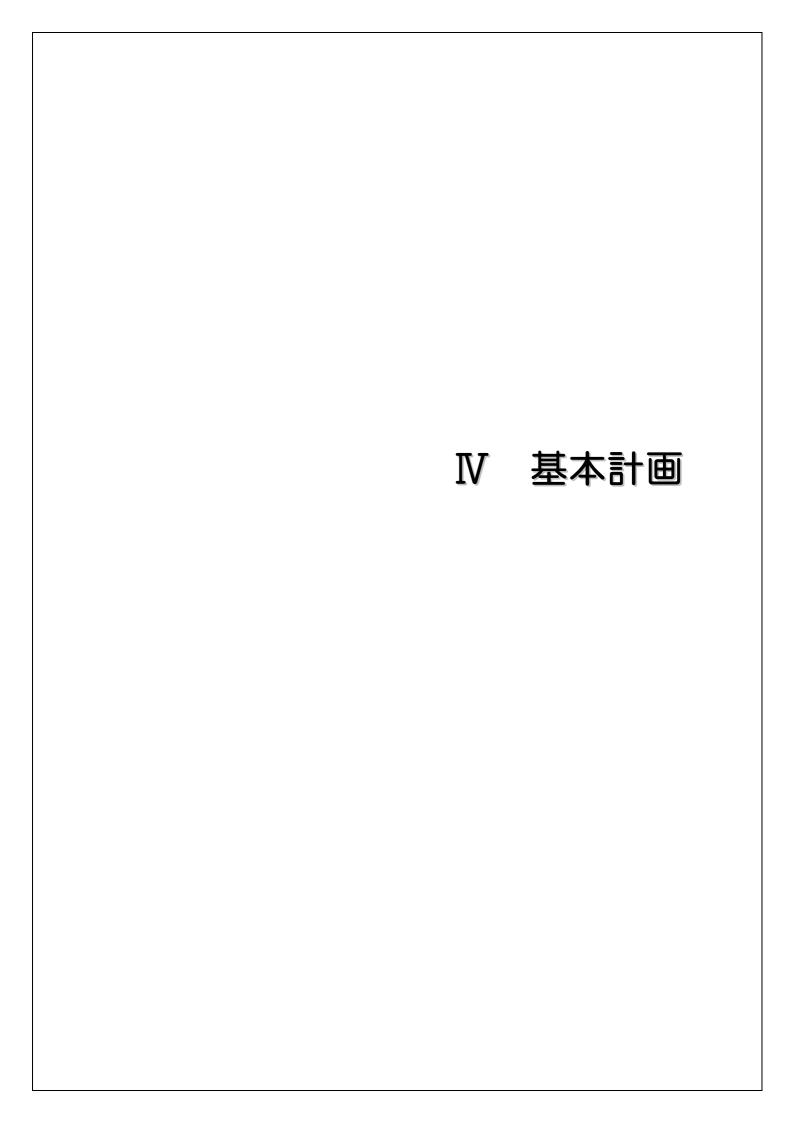




基本計画の施策の体系は次のとおりです。

施策体系図





1

自己実現を応援するまちづくり

1 - 1 = 1 2	教育・育成 障害児療育の充実・・・・・・・23 学校教育の充実・・・・・・24
1 - 2 5 1 2 3	就 労支援 職業能力の開発・向上支援・・・・・・・27 雇用・就労の促進・・・・・・28 福祉的就労の場の確保・・・・・・29
1 - 3 = 2 = 3	社会参加 まちづくり・地域活動への参加促進・・・・・・31 スポーツ・文化活動の振興・・・・・・31 生涯学習機会の充実・・・・・・32

アンケートで出た意見

- ★小・中・高の養護学校を苫小牧につくってほしい。
- ★幼児期のおおぞら園のような専門的療育を受けられる場を学童期にも利 用させてほしい。
- ★障害者に対する学校や作業所など市内でもっと増やしてほしいです。
- ★一般企業の中で継続して働くことが出来たとき、私自身の中の障害者と いう引け目が無くなると私は信じています。
- ★地域の企業と事業者の全面的な協力がなければ私達は自立して働くことは無理だと思います。
- ★市の施設で働ける場所を増やして欲しい。市役所の掃除とか図書館とか、 施設はお金も少しで済むし、障害者も働く場所が確保されると思います。
- ★父と母の年金で暮らしています。自立できる仕事があったらいいと思います。
- ★パソコン教室等申し込む時、障害があるので支援してもらえますか?と 聞くと、老人には支援があるが、障害者(知的)にはないと断られる。
- ★学校退職者を大いに活用し、教育、スポーツ、文化面で障害者に希望ある人生を送れるよう図ってほしい。

「苫小牧市障害者計画策定のためのアンケート調査*」の自由意見から

^{* 「}苫小牧市障害者計画策定のためのアンケート調査」(平成18年7月実施):本市に居住する障害者(児童以外の障害手帳所持者)、障害児(児童の障害手帳所持者)、20歳以上の市民を対象に3種類の調査票で実施した。有効回答数は、障害者1,537(有効回答率58.4%)、障害児153(有効回答率54.1%)、市民575(有効回答率38.3%)である。(資料3に概要を掲載)

1-1 教育・育成

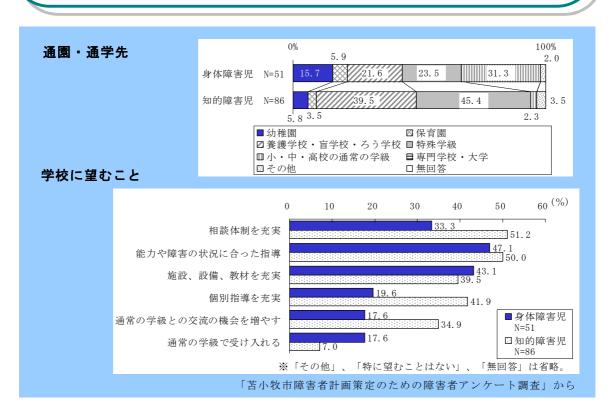
く現状と課題>

妊婦から乳幼児までを対象にした各種健診や教室を実施しており、さらに乳幼児健診で経過観察が必要な乳幼児には経過観察クリニックや事後教室、保健師の訪問等を実施し、必要に応じて療育につながるような支援を行っています。公立保育所では、保育士を加配し、集団生活が可能な障害児の受入れを実施し、混合保育を行っています。法人立保育園での受入れも増えつつあり、幼稚園でも統合教育を実施しています。

特殊学級では、児童生徒一人ひとりの障害の状態や発達段階に応じて、 それぞれの児童生徒の実態に合う教育課程の編成に努めてきました。

「苫小牧市障害者計画策定のためのアンケート調査」(以下、「アンケート調査」とする。)の結果によると、障害児またはその保護者が学校に望むこととして「能力や障害の状況に合った指導」、「施設、設備、教材を充実」などが高い割合です。

今後、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症などの発達障害児等も 含めた早期療育体制の充実が求められています。また、教育・福祉・保 健・医療分野が連携・協力し、特別支援教育*に取り組むことが重要な 課題です。



<基本的な考え方>

障害のある子どもの発達を支援するために、早期発見から早期療育、就学への円滑な移行、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた学校教育の推進など、地域で一貫して取り組む体制を充実します。



障害児療育の充実 学校教育の充実

く主要施策>

1 障害児療育の充実

(1) 早期発見

- ① 早期からの相談を充実させるために新生児訪問の対象を拡大します。
- ② 保健所・医療機関との養育支援体制を充実させ、妊娠、出産 時から養育支援の必要な家庭を支援します。
- ③ 疾病や発育、発達の遅れを早期に発見・支援するために乳幼児健診等を充実するとともに、胆道閉鎖症スクリーニング検査*を実施します。
- ④ 経過観察が必要な乳幼児の継続的な相談や訪問を実施し、必要に応じ早期療育への移行を図ります。
- ⑤ 軽度発達障害児の早期発見のために、3歳児健診以降の対応について検討していきます。

(2) 早期療育

- ① すべての認可保育園で集団生活が可能な障害児の受入体制を整備します。
- ② 軽度発達障害児の早期発見・早期対応を図るため、児童デイサービス「おおぞら園」*、保育園、幼稚園のネットワークを構築します。

- ③ 児童デイサービス「おおぞら園」の療育内容を充実します。
- ④ 「苫小牧市子ども発達支援体制整備会議」の充実に努めると ともに、特別支援教育との連携の強化を図ります。
- ⑤ 重度肢体不自由児に対する療育支援について、関係機関との 連携を図りながら、検討していきます。

2 学校教育の充実

(1) 相談・支援体制の整備

- ① 学校等における就学相談や就学指導等の取り組みに対する支援を充実します。
- ② 北海道立特殊教育センター*、特別支援学校*(養護学校)等との連携を図りながら適切な就学指導に努めます。
- ③ 保健・医療・福祉等の関係部局と連携し、情報の共有化や一貫した支援が効果的に行われるよう相談体制の充実を図ります。

(2) 特別支援教育の充実

- ① 発達の遅れや障害があるなど、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のために、おおぞら園、保育園、幼稚園との連携強化により教育の連続性の確保を図るなど、支援の充実に努めます。
- ② 教員の指導面での専門的な知識や技能の向上を図るため、積極的・継続的に研修機会の充実に努めます。

- ③ 児童相談所、北海道立特殊教育センター、特別支援学校(養護学校)等との連携を図るなど、特別支援教育の充実に努めます。
- (3) 一人ひとりのニーズに対応した教育環境の整備充実

特別支援学級*を未設置校に計画的に設置するとともに、特別 支援学校(養護学校及び高等養護学校)の苫小牧市への設置につ いて、北海道へ要請していきます。





〈サイト紹介〉「障害のある子どもの教育の広場」

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

(http://www.nise.go.jp/) のホームページのサイトです。

色々役に立つ各種トピックが掲載されているほか、関係機関等 ヘリンクすることもできます。

病気の子ども本人が楽しめるものや、学校の先生、保護者も参 考になるものがたくさんあります。

1-2 就労支援

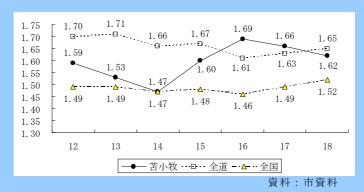
く現状と課題>

本市は、苫小牧公共職業安定所管轄区域の関係機関等で構成する「障害者雇用連絡会議」などを通じて、参加機関と連携を図りながら、障害のある人の自主的な求職活動を支援しています。平成18年の市内の民間企業における障害者雇用率は1.62%で、全国平均1.52%を上回っているものの、道平均1.65%をやや下回っています。また、市内には授産施設*が13ヵ所、地域活動支援センター*が6ヵ所あり、就労のための訓練や福祉的な就労機会を提供しています。

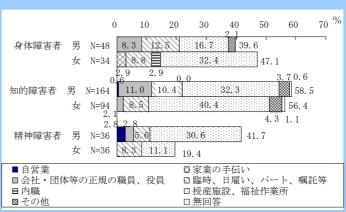
「アンケート調査」によると、18~39歳の障害のある人の一般就労の割合は、身体障害者と知的障害者で1割前後、精神障害者では数パーセントと低く、「授産施設、福祉作業所」が高い結果です。

「障害者自立支援法」の制定・施行により、就労支援の取り組みを より一層充実することが求められています。

民間企業における障害者雇用の状況



障害者 (18~39 歳) の働き方



「苫小牧市障害者計画策定のための障害者アンケート調査」から

<基本的な考え方>

働くことは、生きがいを持って自立した生活を送る上で重要です。 障害のある人が能力を最大限に発揮し、社会に貢献できるよう、それぞれの希望と身体の状況に応じて、多様な働き方を可能にする支援 の充実を図ります。 職業能力の開発・向上支援

> 雇用・就労の促進 福祉的就労の場の確保

く主要施策>

1 職業能力の開発・向上支援

(1) 職業相談・指導

公共職業安定所(ハローワーク)や北海道障害者職業センター*等 との連携を図り、きめ細かな職業相談・指導、求職情報の提供な どの充実に努めます。

(2) 職業能力の開発支援

苫小牧市職業訓練センター*等の利用により I T (情報通信技術)など、就労に役立つ資格取得を促進し、障害のある人の職域を拡大するとともに、在宅就労など多様な就労形態による雇用の可能性を広げます。

2 雇用・就労の促進

(1) 障害者雇用の啓発

- ①「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)の周知に努めます。
- ② 障害者法定雇用率 (1.8%) の遵守を企業へ働きかけ、「事業主が障害のある人を雇用することは社会的責務である」という考えの定着に努めます。
- ③ 市職員の障害者雇用にあたっては、能力や適性に応じた雇用の確保に努めます。

(2) 一般就労への移行支援

- ① 一般就労等を希望している人に対し、事業所内での作業や実習、適性にあった職場探し、短時間勤務など身体の状況に応じた就労形態の調整など、就労に必要な支援体制を整備します。
- ② 市内企業の障害者雇用に関する取り組みについて、苫小牧心 身障害者職親会*等の協力を得ながら意向調査の実施を検討します。

(3) 職場への定着支援

事業主や従業員が障害のある人への理解を深めるとともに、職場環境の整備、労働条件の充実等により職場への定着が図られるよう支援に努めます。

3 福祉的就労の場の確保

(1) 福祉的な就労継続の支援

一般企業での就労が困難な人等に対し、授産施設や「就労移行支援*」、「就労継続支援*(A型・B型)事業」などの利用促進を図り、福祉的就労機会の提供や生産活動に必要な知識及び能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

(2) 授産製品の販売支援

授産施設などで作られる製品の販売を促進するために、市の広 報紙やホームページなどを通じて紹介するなど周知に努めます。



<法定雇用率とは>

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関について、その雇用している労働者中に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のことです。

民間企業 1.8%

特殊法人 2%

国、地方公共団体 2.1%

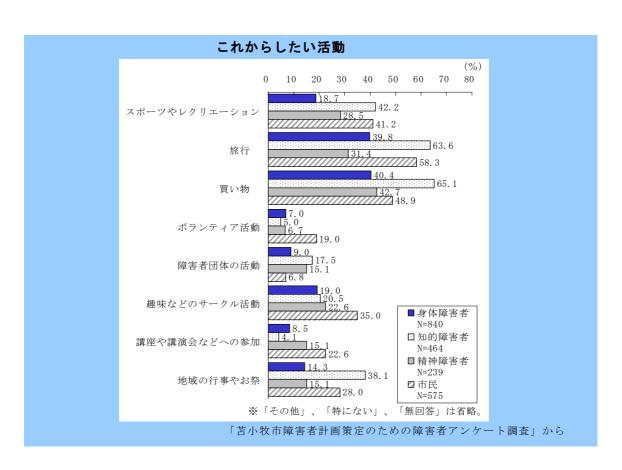
1-3 社会参加

く現状と課題>

本市は、障害のある人の交流・学習の拠点として、「苫小牧市心身 障害者福祉センター*」を整備しています。また、障害者パソコン教室、 障害者文化教室などを開催するとともに、各種障害者スポーツサーク ルの活動支援、各種障害者スポーツ大会への参加支援、スポーツの場 所の提供や利用料の減免などを行っています。

「アンケート調査」によると、これからしたい活動として「買い物」、「旅行」に加えて、「スポーツやレクリエーション」も高い割合です。知的障害者では「地域の行事やお祭り」、精神障害者では「趣味などのサークル活動」も高い割合です。

多様な参加意向に対応できるよう、まちづくり・地域活動、スポーツ・文化活動、生涯学習の機会を拡大するとともに、情報の提供体制の充実を図ることが課題です。



<基本的な考え方>

障害のある人が地域社会の一員として、様々な活動に積極的に参加し、 生活の質の向上や自己実現を可能にするために、まちづくり・地域活動へ の参加促進、スポーツ・文化活動の振興、生涯学習機会の充実を図ります。

> まちづくり・地域活動への参加促進 スポーツ・文化活動の振興 生涯学習機会の充実

く主要施策>

- 1 まちづくり・地域活動への参加促進
- (1) まちづくり・地域活動への障害者の参加
 - ① 障害のある人自身が意見等を述べる機会を確保し、その意見の尊重に努めます。
 - ② 地域の住民活動や様々な行事の開催にあたっては、障害のある人が参加しやすいよう、主催者に対して配慮すべき事項の周知に努めます。
- (2) 障害者の主体的活動の奨励

障害者団体の活動への支援を通して、その活動の促進を図ります。

2 スポーツ・文化活動の振興

- (1) 障害者スポーツの振興
 - ① 障害者スポーツの普及講習会の開催、体育館やスケートセンターなど施設・設備の提供や利用料の減免など、各種障害者スポーツサークルの活動を支援します。

② 障害者スポーツ大会への競技参加者の引率、障害者スポーツ 大会開催に対応できる施設及び設備の整備など、各種障害者スポーツ大会への参加と大会開催を支援します。

(2) 文化活動の振興

- ① 障害者文化サークルの支援と展示会の開催、障害者文化教室 (パソコン教室、その他)の開催など、文化活動を支援します。
- ② 音訳図書をカセットテープからCDへ移行するなど、障害の ある人の文化活動の環境を充実します。

3 生涯学習機会の充実

(1) 学習機会の充実

インターネットを利用した知識・情報の収集、通信教育の受講などを可能にするために、障害のある人のIT (情報通信技術) 学習を支援するとともに、ITの普及・促進に努めます。

(2) 情報提供・相談体制の充実

- ① 障害のある人の地域社会における学びの場を拡大するため、 学習方法や場所などの相談に応じます。
- ② 市の広報紙、ホームページなど、多様な媒体を通じて、生涯 学習についての情報提供を行います。

(3) ボランティアなどのサポーターの養成

多様な学習ニーズに対応するため、障害者パソコンボランティアなど、地域における生涯学習を支援するサポーターの養成・確保に努めます。

2

暮らし続けられるまちづくり

2 —	1	保健・医療
	1	健康の維持・増進・・・・・・・・・・35
	2	保健サービスの提供35
	3	医療体制の整備・・・・・・・・・・・・36
0	_	4. 17. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14
2 –	2	生活支援
	1	在宅サービス等の充実 39
	2	施設サービスの再構築・・・・・・・・・・・・・・40
	3	「手帳」の対象外の「障害」への対応・・・・・・・・41
2 -	3	ケアマネジメント
	1	情報提供・相談体制の整備・・・・・・・・・・・43
	2	サービス基盤の整備・・・・・・・・・・・・・・44
	3	権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・44

アンケートで出た意見。

- ★医療も学校も市外に頼っているので、学校を卒業して地元に帰っても、 地元になじめず、かかりつけ医もなく大変なことばかりです。
- ★親がなくなったあと、僕は一人で暮らしていけません。その時に入れる 施設があることです。
- ★手帳を持たない(軽度)が支援が必要な人の対策も考えていただきたい。
- ★手続きなどの難しさが一番苦になっています。何度も何度も市役所に出 向き、一回で済んだことがありません。
- ★僕は、家の中では父、母と話はするけど、外で話したり相談する人がい ないので何でも相談できる人がほしいです。
- ★苫小牧市に自閉症の専門家がいる相談支援センターがほしい。
- ★障害者が実際にどのような福祉サービスがあるのか知らない。相談窓口 を一本化し、各々専門分野の方が相談に乗るという体制を取ってほしい。
- ★精神障害者一人暮らし。身体が具合悪くなり、手術を必要とする場合、 それとアパートを借りる時の保証人がいなくて困る事がある。

「苫小牧市障害者計画策定のためのアンケート調査」の自由意見から

2-1 保健・医療

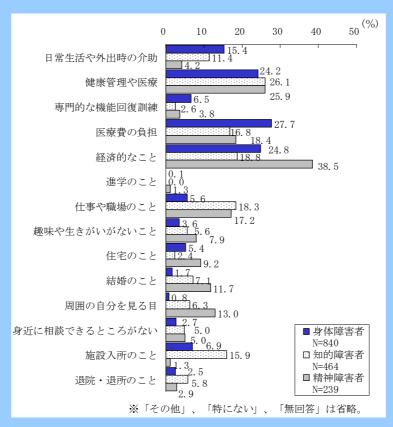
く現状と課題>

本市では、市民の健康の維持増進を図るため各種の保健・医療サービスを提供しています。

「アンケート調査」によると、困っていること・不安に思っていることとして「健康管理や医療」を3割弱の方があげています。

障害のある人の高齢化や障害の重度化が進行する中、福祉サービスの提供とともに、健康づくりの取り組み、保健・医療サービスの提供が一体となって体力の維持増進、生活習慣病の予防などを図ることが不可欠です。また、リハビリテーション医療体制の整備、精神障害者に対する相談支援体制の整備も課題です。

現在、困っていること、不安に思っていること



「苫小牧市障害者計画策定のための障害者アンケート調査」から

<基本的な考え方>

障害の軽減に努め、重度化・重複化、二次障害及び合併症の防止を図るため、障害のある人の健康の維持増進を支援するとともに、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実します。

健康の維持増進 保健サービスの提供 医療体制の整備

く主要施策>

1 健康の維持増進

(1) 体力の維持・増進

地域の連携と親睦を図るとともに、日常生活の健康度を高め、 体力の向上を促進する「軽スポーツ教室」の普及に努め、障害の ある人の参加を促進します。

(2) 介護予防

65 歳以上の人を対象に、要介護状態になることを予防する介護予防事業を実施します。

2 保健サービスの提供

(1) 保健サービスの充実

- ① 保健所との連携の下に、在宅障害者保健サービスの充実を図ります。
- ② 保健所と連携しながら、うつ病をはじめとする精神疾患に関する相談・支援体制とともに、精神疾患が関係した自殺予防対策を充実します。

(2) 生活習慣病の予防

- ① 糖尿病などの生活習慣病有病者及び予備群を減少させるため、 保健指導対象者などへの支援の充実を図ります。
- ② 「健康カレンダー*」「広報とまこまい」「市民健康教室*」 などを通じて、生活習慣病の予防や健康増進のための知識・情報をわかりやすく提供します。

3 医療体制の整備

(1) 医療サービスの体制整備

保健所と連携しながら障害特性に応じ、障害のある人が適切な治療を受けられるよう医療サービスの体制整備を進めます。

(2) 特定疾患患者 (難病患者) への対応

保健所と連携しながら保健師の訪問指導・相談を充実します。

(3) リハビリテーション医療体制の整備

保健所と連携しながら患者の症状に応じ、早期に適切な医療や 医学的リハビリテーションが提供できる体制づくりに努めるとと もに、障害を軽減し、自立を促進するリハビリテーションの充実 に努めます。

(4) 精神障害者への相談支援体制の充実

精神障害のある人や家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

(5) 医療給付等の充実

- ① 身体の障害を除去・軽減するために必要な自立支援医療(更生医療)の給付を行います。
- ② 精神障害者の人権に配慮した適切な自立支援医療(精神通院 医療)が提供されるよう努めます。





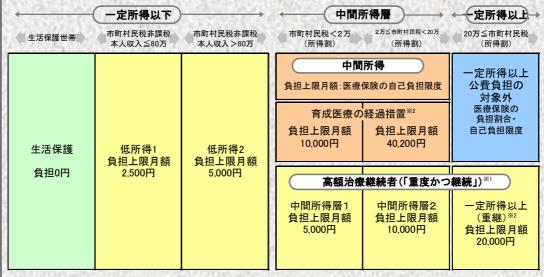
自立支援医療の対象者、自己負担の概要

1. 対象者

従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者(一 定所得以上の者を除く)。(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)

2. 給付水準

自己負担については原則として医療費の 1 割負担。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。また、入院時の食事療養費又は生活療養費(いずれも標準負担額相当)については原則自己負担。



- ※1 高額治療継続者(「重度かつ継続」)の範囲については、以下のとおり。
- ①疾病、症状等から対象となる者
 - ●更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能又は免疫機能障害の者
 - ●精神通院医療 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害(依存症等)の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。
- ②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者。医療保険の多数該当の者。
- ※2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置は、施行後3年を経た段階で医療実態等を踏まえて見直す。

出典:厚生労働省/全国社会福祉協議会 「障害者自立支援法の円滑な施行に向けて」

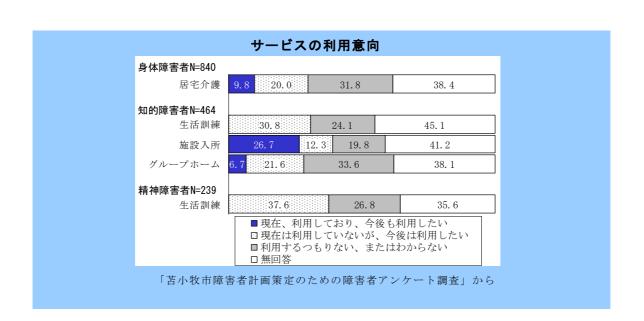
2-2 生活支援

く現状と課題>

平成 15 年に利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接に契約する支援費制度が導入されたことにより、サービス需要の急増による制度運営の将来にわたる持続可能性の懸念、サービス提供基盤の地域間格差などが顕在化しました。こうした状況を受け、支援費制度をはじめとする障害福祉施策そのものの見直しを行い、障害福祉サービスの一元化や、障害のある人の地域生活への移行などを柱に据えた障害者自立支援法が制定され、平成 18 年 4 月に施行されました。

「アンケート調査」によると、今後のサービス利用意向として、身体障害者では「居宅介護」、知的障害者は「施設入所」「生活訓練」「グループホーム*」、精神障害者では「生活訓練」が高い割合です。

苫小牧市障害福祉計画に基づいて計画的に在宅サービス等の充実、施設サービスの再構築を進めるとともに、発達障害、難病、高次脳機能障害*等、「手帳」の対象外の「障害」への対応も課題です。



<基本的な考え方>

利用者本位の考え方に立ち、個人の多様なニーズに対応した、サービスの量的・質的な充実に努め、障害のある人の地域生活を支える体制の確立を図ります。

在宅サービス等の充実 施設サービスの再構築 「手帳」の対象外の「障害」への対応

く主要施策>

1 在宅サービス等の充実

(1) 在宅福祉サービスの提供

介護が必要な障害のある人が、個々のニーズや障害の特性など に応じて、居宅介護、短期入所等必要なサービスを利用しながら、 地域で生活できるよう、障害福祉サービス提供基盤の整備に努め ます。

(2) 生活の場の確保

- ① 障害のある人が、住み慣れた地域で生活を続けたり、施設等から円滑に地域移行できるよう、グループホームやケアホーム* などの住まいの整備を促進します。
- ② 障害のある人が居住可能な民間賃貸住宅の確保や、公営住宅への単身入居等が可能となるよう居住サポート支援を活用した地域の居住支援体制の整備に努めます。

(3) 地域生活支援事業の実施

- ① 障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、コミュニケーションや移動を円滑にするための支援を行います。
- ② 地域生活支援事業の実施にあたっては、市が主体となり障害 のある人のニーズに対応したサービスの提供に努めます。

(4) 客観的で公平な障害程度区分の認定

客観的で公平な障害程度区分の認定を行うために、審査会に保健・医療・福祉の各分野で豊富な知識や経験がある人を委員に任命し、多面的な視点による審査・判定を実施します。

2 施設サービスの再構築

(1) 地域生活を支援する施設サービスの充実

- ① 入所施設の円滑な新体系への移行を進めるため、適切な指導、助言に努め、地域支援の担い手として機能転換を図ります。
- ② 障害のある人が個々のニーズや障害の特性、ライフステージ* などに応じて、必要なサービスを利用しながら、地域で生活することができるよう施設機能の充実に努めるとともに、本人の 意向を尊重しながら、入所(院)者の地域生活への移行を促進します。
- ③ 障害のある人が、身近なところでサービスを利用できるよう、 障害種別を越えた授産施設の相互利用を促進します。
- ④ 入所施設において、利用者の地域での生活を念頭に置いた支援を促進します。

(2) 地域に開いた施設づくり

- ① 施設の有する設備や専門機能等の地域への開放を促進します。
- ② 施設に来所する住民の受け入れ拡大、施設や地域で行われる 各種行事への相互参加等により、地域と利用者、地域と施設と の交流を促進します。

3 「手帳」の対象外の「障害」への対応

(1) 発達障害者支援の検討・実施

乳幼児期から成人期までの地域における一貫した発達障害者支援のあり方を検討し、早期実施に努めます。

(2) 難病患者支援の充実

ホームヘルプサービス、ショートステイ、日常生活用具の給付など、難病患者を対象とした在宅福祉サービスの実施を検討します。

(3) 高次脳機能障害者支援の充実

北海道が実施する高次脳機能障害者支援事業*の利用の促進に 努めるとともに、保健所と連携しながら高次脳機能障害に対する 市民の理解を深める取り組みを進めます。

2-3 ケアマネジメント

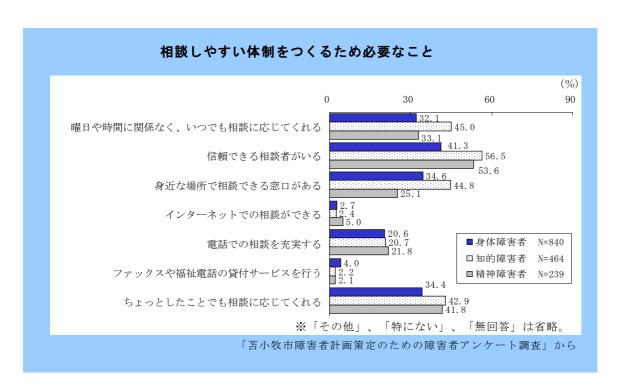
く現状と課題>

障害のある人が必要なサービスを自ら的確に選択して利用するため に、サービスの情報提供と身近な相談体制、サービス提供体制の確保 が必要です。

障害のある人の身近な相談窓口として、市役所の窓口をはじめ、社会福祉協議会や心身障害者福祉センター、福祉施設、学校、病院など多様な機関があります。

「アンケート調査」によると、障害のある人の相談先は障害種別・年齢を問わず「病院」「市役所の窓口」が多く、相談しやすい体制をつくるため必要なこととして「信頼できる相談者がいること」が求められています。

「障害者自立支援法」の施行によるサービス体系の変更の中で、情報提供・相談体制の整備、サービス基盤の整備とともに、サービス利用者の権利擁護の推進など、サービス利用を支援するケアマネジメント*の充実が課題です。



<基本的な考え方>

障害のある人の個々のニーズや障害の特性、社会資源などに応じ、相談対応やサービス調整、権利擁護などの利用者の支援を行うケアマネジメント機能を整備します。 情報提供・相談体制の整備

サービス基盤の整備 権利擁護の推進

く主要施策>

1 情報提供・相談体制の整備

(1) サービス情報提供体制の充実

市の広報紙やホームページなど、多様な媒体を通じて、サービス情報を提供します。

(2) 相談窓口の整備・充実

- ① 障害のある人からの様々な相談に適切に対応します。また、 障害のある人の持つ問題を解決するため、コーディネート機能 を持った総合的な相談窓口について検討します。
- ② 相談先に出向くことが困難な障害者に対して、常に対応可能 な相談支援体制の整備を検討します。

(3) 身近な相談支援体制の充実

民生委員、児童委員、身体障害者相談員などに対して、障害の特性に応じた適切な情報提供を行うことにより、地域での身近な相談体制の充実を図ります。

(4) 地域自立支援協議会の設置

地域における相談支援の適切な実施のため、相談支援事業者、 福祉サービス事業者、保健・医療、教育・雇用関係機関、障害者 団体による地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業者の運営 評価、困難事例の対応等を協議します。

2 サービス基盤の整備

(1) サービス提供基盤の整備

- ① 施設や事業所の新体系への移行を促進するため、適切な情報 提供に努めます。
- ② 地域生活移行や就労支援などの新たな課題に対応したサービス提供基盤を整備するため、市内事業所の協力やNPO*等によるサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用します。

3 権利擁護の推進

(1) 権利擁護施策の推進

- ① 地域において障害のある人が安全で安心して生活ができるよう、地域福祉権利擁護事業*、成年後見制度*の周知を図ります。
- ② 北海道地域福祉生活支援センターが行う、福祉サービス利用援助の普及・活用を図ります。



3

バリアフリーのまちづくり

3 — 1	心のバリアフリー
1	広報・交流活動の推進・・・・・・・・・・・47
2	福祉・人権教育の推進・・・・・・・・・・・48
3	地域福祉活動の促進・・・・・・・・・・・・48
3 – 2	情報・コミュニケーションバリアフリー
1	情報バリアフリーの推進‥‥‥‥‥‥ 51
2	コミュニケーション手段の確保・・・・・・52
3 – 3	生活環境のバリアフリー
1	住まい・まちづくりの推進54
2	交通・移動手段の確保 · · · · · · 55
3	安全・安心への配慮56

アンケートで出た意見。〇〇四十〇〇〇

- ★せっかく色々な事を行っても、市民が知らないことが多い。広報に載せ るだけでなく、他の方法でも市民に知らせる努力がほしい。
- ★市ホームページ「携帯版」を充実してほしい。
- ★精神障害者の全国大会を苫小牧市でぜひ行ってほしい。
- ★どこの学校にも特殊学級を設置し、通常学級と交流できるシステムをつくるべきです。
- ★少数の人が暮らしやすい町は、絶対に大勢の人にも暮らしやすい町だと 思います。
- ★バリアフリーの市営住宅が少なくて、入れないので建ててほしい。
- ★公共施設の身障者用駐車場に車止めの鍵のかかったところがあります。 使いたくても事務所まで行き、手続をするというのは健常者には何事も ない動きでも、障害者には苦痛です。
- ★市営バスに車イスで乗れる様にしてほしい。
- ★身障者のための道路駐車の条件を緩和してもらえないか?
- ★障害者用のトイレに赤ちゃん用のベッドではなく、大人も使える大きい 簡易ベッドを設置してもらえるよう増やしてほしい。

「苫小牧市障害者計画策定のためのアンケート調査」の自由意見から

3-1 心のバリアフリー

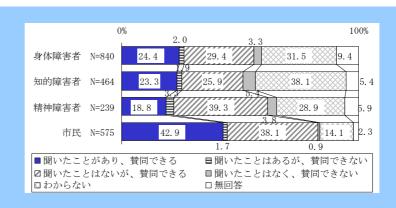
く現状と課題>

本市では、市広報紙やホームページなどを通じて、障害や障害のある人についての正しい意識の醸成・高揚を図ってきました。「アンケート調査」によると、共生社会に賛同する市民は8割と高い一方で、障害のある人に対する差別や偏見、疎外感について、身体障害者の4割、知的障害者の6割弱、精神障害者の6割強、市民の5割強が感じるとしています。

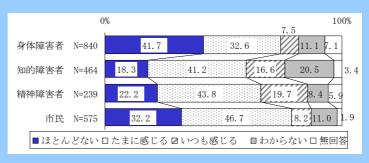
障害のある人に対する差別や偏見、疎外感を解消し、共生社会を実現するために、市民に対して、障害や障害のある人に関する広報・交流活動を一層充実するとともに、幼児期から高齢期に至るすべてのライフステージにおいて福祉・人権教育を推進することが必要です。

また、社会福祉協議会や福祉関係団体・組織と連携し、障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくりを促進することも課題です。

共生社会について



差別や偏見、疎外感を 感じるか



「苫小牧市障害者計画策定のための障害者アンケート調査」から

<基本的な考え方>

障害の有無にかかわらず、お互いの個性を尊重し、支え合うノーマライゼーションの考え方について普及啓発を図るとともに、障害や障害のある人への理解の促進、地域が一体となった地域福祉活動を促進するなど、心のバリアフリーを進めます。

広報・交流活動の推進

福祉・人権教育の推進

地域福祉活動の促進

く主要施策>

1 広報・交流活動の推進

(1) 市民に対する広報活動

- ① 障害のある人を取り巻く状況や障害者施策の基本的な考え方等について、市の広報紙、ホームページ等を通じて広報活動を進めます。また、障害者団体等が主催する研修会や講演会などへ市民の参加を促します。
- ② 障害や障害のある人に対する差別、偏見を助長する言葉や不適切な表現が使用されないよう啓発、指導に努めます。

(2) 障害者との交流機会の拡大

- ① 「障害者の日*」など各種行事を通じた交流や地域での交流機会の拡大に努めます。
- ② 広く市民を対象としたイベント等に、障害のある人も気軽に 参加できるよう配慮し、その環境整備に努めます。
- ③ 施設が主催するイベントへ地域住民の参加を働きかけ、地域住民と利用者、地域と施設の交流を促進します。

2 福祉・人権教育の推進

(1) 福祉・人権教育の推進

- ① 保育や教育の場において、障害のある人に関する教育や交流 機会の拡大に努めます。
- ② 福祉講座や講演会等を通じ、市民や障害児を持つ親に対して、 障害や障害のある人についての理解と認識を深めてまいります。
- ③ 「北海道人権施策推進基本方針*」に基づき、福祉関係者等 へ、障害のある人の自己決定の尊重や障害についての正しい理 解の普及など、人権意識の醸成・高揚を図ります。

(2) 福祉体験学習の推進

学校・地域などで行われる車いす体験、視覚障害者体験などを 通じて、障害や障害のある人の理解につながる体験学習機会の充 実を図ります。

3 地域福祉活動の促進

(1) ボランティア活動の促進

- ① 社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを拠点に、 地域住民や団体、企業などのボランティア活動の推進と新たな ボランティア養成のため、各種講座や研修事業を企画するとと もに、相談助言体制と広報啓発事業の充実を図ります。
- ② ボランティア登録の充実と地域のボランティアニーズの把握 に努め、相談助言体制によるコーディネートを進めます。

(2) 社会福祉協議会の充実

社会福祉協議会の実施する社会福祉事業の充実を図るとともに、 広報活動や啓発事業を通じて地域福祉活動の推進に努めます。

(3) NPO等活動の促進

NPOなどの市民活動を促進するため、市民活動に関する情報 提供や相談に対応します。

(4) 福祉関係団体・組織のネットワークづくり

社会福祉協議会を中心として、福祉関係団体及び地域住民をつなぐネットワークづくりを進めます。

(5) 福祉機器リサイクルのネットワーク化

北海道で実施している福祉機器リサイクルのネットワーク事業の 周知に努めます。





体験活動ボランティア活動支援センター

相談

市内小中学生の体験活動などに関する相談を受けています。

場所:市庁舎8階

苫小牧市教育委員会生涯学習課生涯学習主幹

相談窓口:コーディネーター

電話番号:0144-32-6111(内線 2857)

または直通 32-6756

FAX: 0144-32-1201

メールアドレス: sg-shukan@city.tomakomai.hokkaido.jp

3-2 情報・コミュニケーションバリアフリー

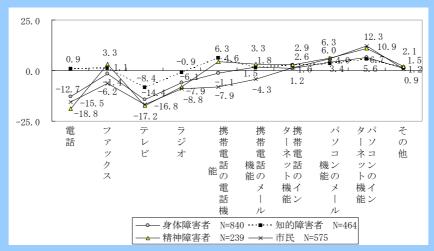
く現状と課題>

本市ではこれまで、視覚障害者用の広報、聴覚障害者用の広報、ひらがなや絵記号等による分かりやすい表記など、障害特性に配慮した情報提供に努めてきました。また、公共施設における電光表示や音声放送、公共的施設にファックスの設置、聴覚・言語障害者への手話通訳員の配置及び派遣などコミュニケーション手段の提供を図ってきました。近年、IT(情報通信技術)の発達は、障害のある人の情報収集や発信を容易にし、社会参加の促進に寄与すると期待されています。

「アンケート調査」によると、全体的に「パソコンのインターネット機能」の利用が増加することが見込まれます。

より一層の障害の特性に対応した多様な情報提供の充実、IT利用の促進など情報バリアフリーの推進に努めるとともに、点訳奉仕員や手話通訳者の配置・派遣など、身近なところでのコミュニケーション支援の充実が課題です。

通信機器の利用希望と利用状況の差



注:グラフの値は「利用希望」割合から「利用状況」割合を減じて算出。プラスの値のも のは希望が現状を上回っており、今後は利用の増加が見込まれます。

「苫小牧市障害者計画策定のための障害者アンケート調査」から

<基本的な考え方>

障害のある人の自立と社会参加を支援するために、障害の特性に対応 した多様な手段で情報提供を図るとともに、日常的な情報発信・コミュ ニケーション手段の確保を支援します。



情報バリアフリーの推進 コミュニケーション手段の確保

<主要施策>

1 情報バリアフリーの推進

(1) 障害特性に配慮した情報サービスの充実

- ① 公共的施設における電光表示や音声放送の適切な整備、ひらがなや絵記号等による分かりやすい表記など、障害特性に配慮した情報提供に努めます。
- ② 障害のある人に関わる会議はもとより、成人式など多くの市民が参加する会議には、手話通訳者・要約筆記*者などの配置を働きかけます。
- ③ 一人暮らしの障害者や高齢者等に、急病や事故などの突発的な事態が発生した場合に対応する緊急通報システムを引き続き実施してまいります。
- ④ 市のホームページを障害の特性に配慮しながら作成・更新します。

(2) I T 講習の実施

障害のある人を対象に、通信情報技能取得に向けたIT講習を 実施します。

2 コミュニケーション手段の確保

(1) 聴覚障害者に対するコミュニケーション支援

本庁舎に専任の手話通訳者を配置するとともに、手話通訳者派遣事業を実施するなど、引き続き聴覚・言語障害者へのコミュニケーション手段の確保、充実を図ります。

(2) 視覚障害者に対するコミュニケーション支援

視覚障害者に対しては、点字図書音声テープ、CDなどその希望に応じた情報提供に努めます。

(3) 要約筆記者の派遣

聴力障害がある人のコミュニケーションを円滑にするため、必要に応じて要約筆記者を派遣します。

(4) 人材の育成

手話講習会の開催などにより、手話通訳者を育成してまいります。

視覚障害者については、点訳者、朗読者など関係するボランティア団体と連携を図り、人材の確保に努めます。



〈耳マークとは〉

聴覚障害者は聞こえないことで多く の不便があります。

このマークを見かけたら、筆談など 協力を心がけましょう。

耳マーク

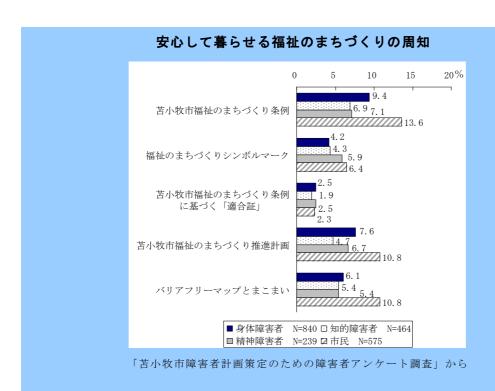
3-3 生活環境のバリアフリー

く現状と課題>

本市は、平成 13 年度に「苫小牧市福祉のまちづくり条例」を制定するとともに、平成 16 年度には「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」(平成 16~25 年度)を策定し、基準に適合した施設への適合証の交付、バリアフリーマップの作成など、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に進めてきました。

「アンケート調査」によると、「苫小牧市福祉のまちづくり条例」 「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」「適合証」などの認知度は、 低い結果です。

「苫小牧市福祉のまちづくり条例」がめざす様々な障壁を取り除き、誰もが自らの意思で自由に行動し、社会参加することができる環境づくりを進めるために、住宅や公共的施設のバリアフリー、障害のある人の交通・移動手段の確保を進めるとともに、防災・防犯など安全・安心なまちづくりが課題です。



<基本的な考え方>

障害のある人もない人も、すべての人が安全に生活できるよう、住まいから公共的施設、交通・移動手段まで連続し、冬でも安心なバリアフリー環境の整備を推進します。

住まい・まちづくりの推進

交通・移動手段の確保

安全・安心への配慮

<主要施策>

1 住まい・まちづくりの推進

(1) 住宅の整備

- ① 市営住宅建替の際に、手すりやエレベーターの設置など、バリアフリーに配慮した住環境の形成を図るとともに、車いす利用者に対応した専用住宅及び専用駐車場を整備します。
- ② 障害のある人が住み慣れた自宅で暮らし続けられるように、 安心して相談できる窓口の設置を検討します。

(2) 福祉のまちづくりの推進

- ① 障害のある人をはじめ、広く市民、施設設置者などに「苫小牧市福祉のまちづくり条例」「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画」等の周知を図ります。
- ② 公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、多様な障害 のある人が利用しやすいよう多目的トイレ*の設置に努めます。
- ③ 苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付施設を増やしていきます。

(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障害のある人もない人も、共に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

2 交通・移動手段の確保

(1) 交通機関等の整備促進

- ① 箱形・上屋型バス待合所、ベンチを設置するなど利用しやすいバス停留所、待合所を整備します。
- ② 鉄道駅舎等の建築物について、「苫小牧市福祉のまちづくり 条例」に沿った整備が行われるよう設置者に働きかけます。
- ③ 公共交通機関を利用することが困難な重度の障害がある人の 移動手段の確保に努めます。

(2) 歩行空間のバリアフリー化の推進

- ① 視覚障害者用音響式信号機*の設置に努めます。
- ② 広幅員の歩道については、点字ブロックの設置や段差解消に 努めるとともに、定期的に点検を行います。
- ③ 除排雪の充実に努めます。また、視覚障害者や車いす使用の障害者などの移動の妨げとなる放置自転車の撤去や駐輪場を利用する際のルールの徹底など、市民に対する啓発・指導に努めます。
- ④ 障害のある人が、盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬* を同伴して公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利 用できるよう理解の拡大を促進します。

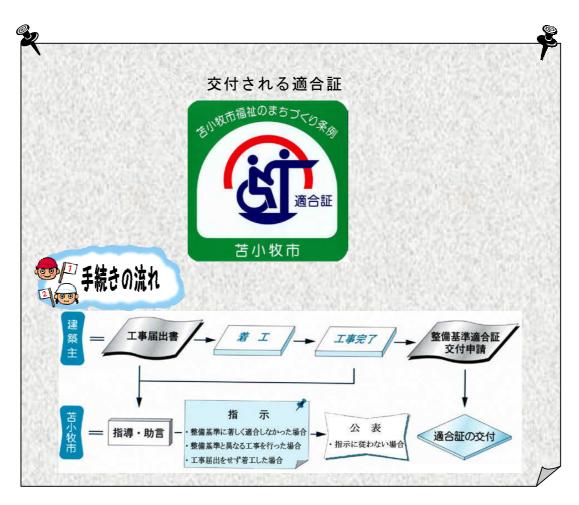
3 安全・安心への配慮

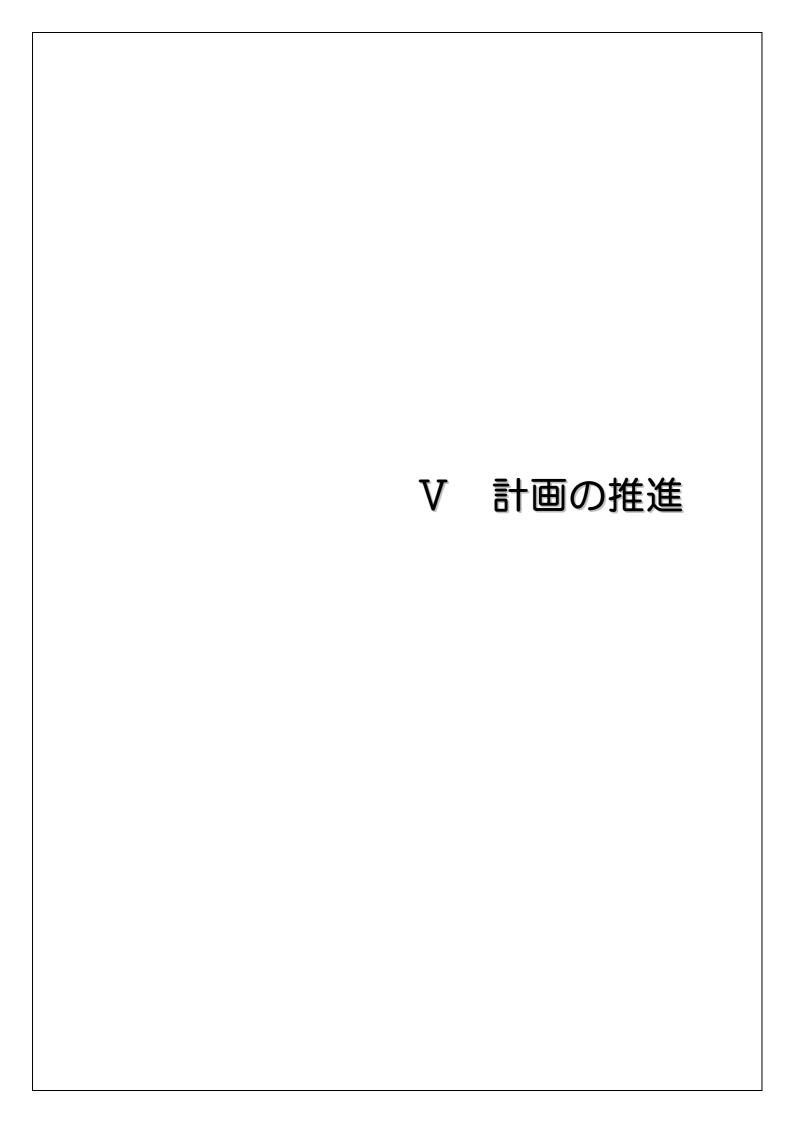
(1) 防災対策の体制整備

- ① 地震や台風などの災害発生時や樽前山の噴火に備えて、支援 が必要な高齢者や身体障害者の状況を日常的に把握しておくた めの「災害時要援護者台帳*」を作成します。
- ② 高齢者、障害者等に対応した防災の知識や災害時の備えのあり方などについて、「災害時要援護者対応防災マニュアル(仮称)」を作成します。

(2) 防犯対策の体制整備

障害のため判断能力が不十分な人が、消費者被害や犯罪に遭わないよう相談指導体制を強化するとともに、犯罪等を未然に防止するため、関係機関との情報交換や連携を図ります。





1 計画の推進

この計画の推進にあたっては、すべての市民が障害と障害のある人に 対する理解を深めるとともに、行政はもとより、障害のある人、地域、 学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携、協 力して施策を展開することを基本とします。

また、障害者団体、サービス事業者、ボランティアグループなど、関係機関・団体と協働して、計画の推進を図ります。

特に、障害者施策の推進にあたっては、障害のある人の意見の反映やニーズに配慮しながら進めます。

2 庁内推進体制の整備

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境など、幅広い分野にまたがっているため、庁内関係部局が連携して施策の推進に取り組むことが必要です。

この計画を着実に推進するため、「苫小牧市まちづくり推進会議福祉部会」において、年度ごとに計画進捗状況の把握、点検を行い、市役所が一体となって施策の推進に取り組みます。

3 計画の進行管理

障害者団体、サービス事業者、市民、関係機関・団体等の代表等で構成する「苫小牧市地域自立支援協議会」に、年度ごとに計画の進捗状況を報告し、その意見等を踏まえて、計画の効率的な推進に努めます。



1 計画策定の経緯

1 苫小牧市障害者計画·障害福祉計画検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第9条第3項に規定する基づ く苫小牧市障害者計画及び障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第8 7条に規定する障害福祉計画を策定するに当たり、広く市民から意見を聴き、計 画に反映させるため、苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会 (以下「懇 話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 懇話会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する事項
 - (2) その他障害者福祉に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 懇話会の委員は、20人以内とし、市内の関係機関、関係団体、関係行政機関の職員及び学識経験者並びに市民のうちから市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、計画策定の日をもって満了とする。
- 3 委員に欠員が生じた場合は、その都度委員長に協議するものとする。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 懇話会に委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選により決定する。
- 2 委員長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 懇話会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を 聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が 懇話会に諮って決める。

附則

この要綱は、平成18年12月1日から実施する。

2 苫小牧市障害者計画·障害福祉計画検討懇話会委員名簿

		氏	名		団 体 名 等			
	今	成	宏	道	社団法人北海道建築士会苫小牧支部			
	今	村	智	行	苫小牧公共職業安定所			
	大	岩		均	社団法人苫小牧市医師会			
0	小日	田島		泰	苫小牧市ボランティア連絡協議会			
	金	内	花	枝	苫小牧駒澤大学			
	神	田	英	俊	社団法人苫小牧青年会議所			
	後	藤	昌	昭	苫小牧市就学指導委員会			
	斉	藤	フ	ミ子	特定非営利活動法人苫小牧市手をつなぐ育成会			
	菅	原	裕	子	苫小牧市民生委員児童委員協議会			
	高	田	雄	1	苫小牧市社会福祉施設連絡協議会			
	滝			進	苫小牧市老人クラブ連合会			
	中	田	英	輝	苫小牧地域精神障害者社会復帰施設協議会			
	中	村	۲,	ずえ	福祉のまちづくり推進会議公募委員			
	西	田	敏	之	社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会			
	福	原		裕	苫小牧心身障害者職親会			
	111	好		等	福祉のまちづくり推進会議公募委員			
0	森	岡	永	吾	社会福祉法人緑星の里名誉理事長			
	横	Щ	武	1=1	苫小牧身体障害者福祉連合会			

◎委員長 ○副委員長 (敬称略 五十音順)

3 インタビュー団体名簿

	団 体 名
1	苫小牧地区肢体不自由児者父母の会
2	苫小牧肢体障害者福祉協会
3	苫小牧視覚障害者福祉協会
4	苫小牧聴力障害者協会
5	中途難失聴者協会苫小牧支部
6	苫小牧精神障害者社会復帰支援協会 (もなみ会)
7	苫小牧精神障害者地域家族会 すぎな会
8	苫小牧自閉症児者父母の会 (あじさいの会)
9	北海道こばと会苫小牧支部 (ダウン症父母の会)
10	道央佐藤病院家族会 (ゆのみの会)
11	日本オストミー苫小牧分会
12	希勇心 7 H
13	苫小牧腎友会
14	北鈴会苫小牧支部

4 苫小牧市障害者計画·障害福祉計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における障害者計画及び障害福祉計画を策定するに際し、その調査、研究をするため、苫小牧市障害者計画・障害福祉計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 策定会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 障害者計画及び障害福祉計画の素案の作成に関する事項
 - (2) 障害者計画及び障害福祉計画に関する事項の調査及び研究
 - (3) その他障害者計画及び障害福祉計画策定に必要な事項 (組織)
- 第3条 策定会議は、議長、副議長、委員をもって組織する。
- 2 議長は保健福祉部長を、副議長は保健福祉部次長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 前項の委員のほか、必要に応じて関係課長を委員とすることができる。

(会議)

- 第4条 策定会議は、議長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴 取することができる。

(庶務)

第5条 策定会議の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。 (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、議長 が定める。

附則

この要綱は、平成18年12月1日から実施する。

別表1 (第3条関係)

企画調整部	企画課長、都市計画課長、空港港湾課長
総務部	総務課長
財政部	財政課長
市民部	防災主幹、交通安全主幹、地域生活課長、住宅計画課長
保健福祉部	介護保険課長、社会福祉課長、児童家庭課長、 保護課長、健康管理課長、医療助成課長、心身 障害者福祉センター館長
経済部	工業労政課長
都市建設部	総務課長、道路建設課長、道路維持課長、河川 課長、緑地公園課長、建築指導課長、建築第1 課長、建築第2課長、設備課長
交通部	総務課長
学校教育部	総務課長、学校教育課長、指導室長
スポーツ生涯学習部	生涯学習主幹、スポーツ課長

5 策定の経緯

年	月/日	事項	作 業	
	6 /13	「苫小牧市障害者福祉計画 (現行計画)」の取組状況 の更新・追加調査		
	7 / 4	障害者関係団体 グループインタビュー	アンケートの仮設計	
18	7 /20	障害者アンケート調査 市民アンケート調査		
	12/18	第1回懇話会	現状把握、アンケート調査 結果報告	
	12/22	第1回庁内策定会議	関係各課の施策・事業調査	
	1 /15	団体インタビュー	障害者計画策定に係る意見 の聞き取り調査	
	1 /22	第2回懇話会	計画骨子案提示	
	1 /23	第2回庁内策定会議	計画骨子案提示	
19	1/31	団体インタビュー	障害者計画策定に係る意見 の聞き取り調査	
	2 /21	第3回懇話会	計画原案提示	
	2/22 第3回庁內策定会議		計画原案提示	
	3 /14	第4回懇話会	計画(案)報告	

2

苫小牧市の障害者に関わる現況

2-1 苫小牧市の概要

(1) 主要指標にみる苫小牧市の位置

北海道に占める本市の人口割合3.07%を1として、各主要指標をみると、65歳以上人口は0.84と低く、出生者数は1.18とやや高く、道内では比較的若い市であるといえます。

病院・診療所数は0.95、病床数0.94、医師数0.80と水準をわずかに下回ります。

着工新設住宅戸数は1.15と道水準を上回っています。

製造事業所数は1.14、従業者数1.77、製造品出荷額等3.48といずれも 道水準を上回っています。小売り商店数は0.97、従業者数は1.05、年間 販売額は1.01とほぼ道平均です。卸売り商店数は1.15と道平均をやや上 回っていますが、従業者数は0.83、年間販売額は0.82と道平均を下回り ます。

主要指標にみる苫小牧市の位置

	項目		北海道	苫小牧市	道に対する 割合	指標
人口	人数(人)	(H17)	5, 627, 737	172, 758	3. 07%	1.00
	世帯総数 (戸)	(")	2, 380, 251	72, 845	3. 06%	1.00
	65歳以上人口(人)	(")	1, 205, 692	31, 234	2. 59%	0.84
	核家族世帯(戸)	(")	1, 394, 874	44, 953	3. 22%	1.05
	出生者数(人)	(H17)	41, 511	1, 508	3. 63%	1. 18
土地	面積(Km²)	(H17)	83, 456	561	0. 67%	0. 22
住宅	着工新設住宅戸数(戸)	(H16)	48, 148	1,702	3. 53%	1. 15
農業	農業産出額(1000万円)	(H16)	109, 420	120	0. 11%	0.04
工業	事業所数	(H16)	7, 244	253	3. 49%	1.14
	従業者数(人)	(")	189, 892	10, 335	5. 44%	1. 77
	製造品出荷額等(100万円)	(")	5, 262, 648	562, 573	10. 69%	3.48
商業	小 商店数	(H16)	48, 858	1, 461	2. 99%	0.97
	売 従業者数(人)	(")	359, 897	11, 567	3. 21%	1.05
	業 年間販売額(100万円)	(")	6, 565, 186	204, 509	3. 12%	1.01
	卸 商店数	(")	15, 613	550	3. 52%	1. 15
	売 従業者数(人)	(")	142, 639	3,632	2. 55%	0.83
	業 年間販売額(100万円)	(")	13, 162, 939	332, 152	2. 52%	0.82
医療	病院・一般診療所数	(H16)	3, 991	116	2. 91%	0.95
	病床数(床)	(")	116, 436	3, 361	2. 89%	0.94
	医師数(人)	(//) 似 囯勢	12, 201	300 木女帳 囯土	2.46%	0.80

資料:国勢調查、住民基本台帳、国土地理院、住宅着工統計、

農業センサス、農林水産統計年報、工業統計調査、商業統計調査、医療施設調査等

(2) 人口・世帯数の動向

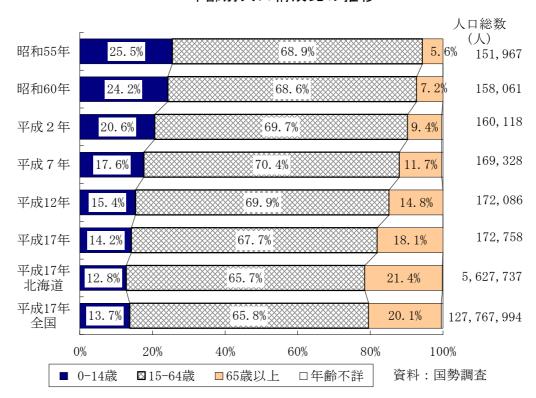
① 人口

平成17年の国勢調査による本市の人口は、172,758人で、昭和55年から増加傾向にあります。

平成17年の年齢別人口構成比は、年少人口(0~14歳)14.2%、生産年齢人口(15~64歳)67.7%、老年人口(65歳以上)18.1%です。

道と比べて、本市の老年人口比は3.3ポイント低く、道内では若い市ですが、昭和55年からの推移をみると、年少人口比の低下、老年人口比の上昇と、徐々に少子化・高齢化が進行しています。

年齢別人口構成比の推移



注:ただし、年齢不祥について、値は表記していない。

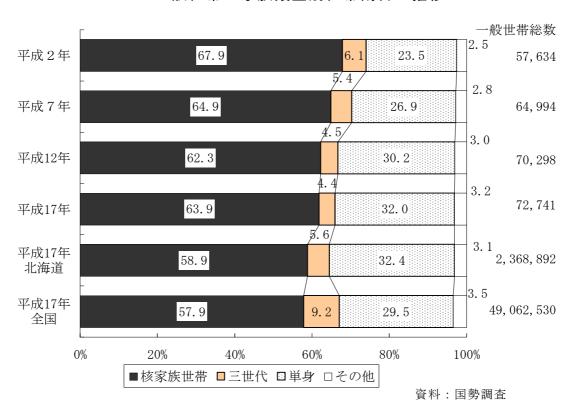
② 世帯の動向

平成17年国勢調査の本市の総世帯数は72,741世帯で、平成2年の57,634世帯から増加の一途にあります。

平成17年の一般世帯の家族類型別世帯割合は、核家族世帯63.9%、単身世帯32.0%、三世代世帯4.4%となっています。平成2年からの推移をみると、核家族世帯と三世代世帯の割合が低下し、単身世帯の割合が上昇しています。

国と比較すると、核家族世帯と単身世帯の割合が高く、三世代世帯の割合が低くなっています。

一般世帯の家族類型別世帯割合の推移



2-2 障害者等の状況

(1) 障害者数

平成18年3月31日現在の本市の身体障害者(身体障害者手帳所持者)は7,232人(うち17歳以下は161人)、知的障害者(療育手帳所持者)は1,181人(うち17歳以下は256人)です。また、精神障害者(精神保健福祉手帳所持者)は527人です。

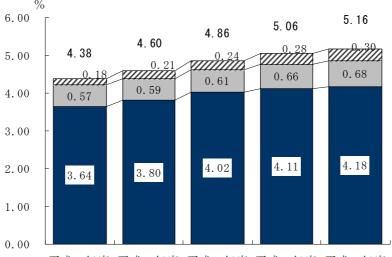
従って、本市の人口に占める身体障害者の割合は4.18%、知的障害者は0.68%、精神障害者は0.30%(手帳所持者)であわせると5.16%となり、平成13年度末の4.38%から上昇しています。

年齢別障害者数

		障害	住民基本台帳人 口に対する割合	
身	体障害児・者	7, 232	100.0%	4. 18%
	0~17歳以下	161	2.2%	0. 54%
	18~64歳	2,687	37. 2%	2.39%
	65歳以上	4, 384	60.6%	14. 08%
知	的障害児・者	1, 181	100.0%	0.68%
	0~17歳以下	256	21.7%	0.86%
	18~64歳	857	72.6%	0. 76%
	65歳以上	68	5.8%	0. 22%
精	神障害者	527	100.0%	0.30%

資料:市資料(平成18年3月31日現在)

人口に占める障害者の割合の推移(手帳所持者)



平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成17年度

■身体障害者 ■知的障害者 ■精神障害者

資料:市資料、住民基本台帳3月末

(2) 身体障害者

平成17年度末現在の身体障害者(身体障害者手帳所持者)数は7,232人で、平成9年度末の5,413人から増加傾向にあります。

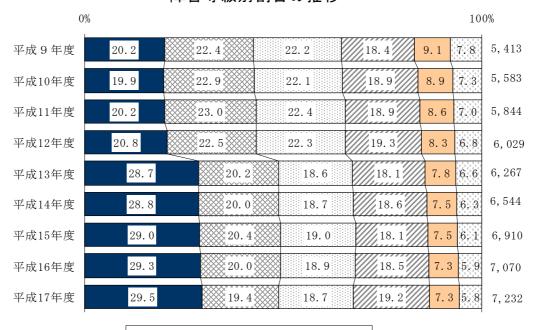
障害者等級別にみると、1級29.5%、2級19.4%、4級19.2%、3級18.7%などで、平成9年度末からの推移をみると平成13年度以降1級の割合が上昇し3割を占めています。

障害の部位別では、肢体不自由が4,509人(62.3%)と過半数を占め、 内部障害が1,567人(21.7%)、聴覚・音声・言語機能障害が619人 (8.6%)、視覚障害が537人(7.4%)となっています。

身体障害者数の推移



障害等級別割合の推移



■ 1 級 △ 2 級 □ 3 級 △ 4 級 ■ 5 級 □ 6 級 │

資料:市資料

年齢別の部位別身体障害者数

	視覚障害		聴覚・音声・ 言語機能障害		肢体不自由		内部障害		合計	
身体障害者	537	7. 4%	619	8.6%	4, 509	62.3%	1, 567	21. 7%	7, 232	100.0%
0~17歳以下	5	3. 1%	21	13.0%	95	59.0%	40	24. 8%	161	100.0%
18~64歳	200	7. 4%	186	6. 9%	1, 745	64. 9%	556	20. 7%	2, 687	100.0%
65歳以上	332	7. 6%	412	9.4%	2, 669	60. 9%	971	22. 1%	4, 384	100.0%

資料:市資料(平成17年度末現在)

(3) 知的障害者

平成17年度末現在の知的障害者(療育手帳所持者)数は1,181人で、平成9年度末の918人から増加を続けています。

障害程度別にみると、最重度が65人(5.5%)、重度207人(17.5%)、中度230人(19.5%)、軽度209人(17.7%)です。

知的障害者数の推移

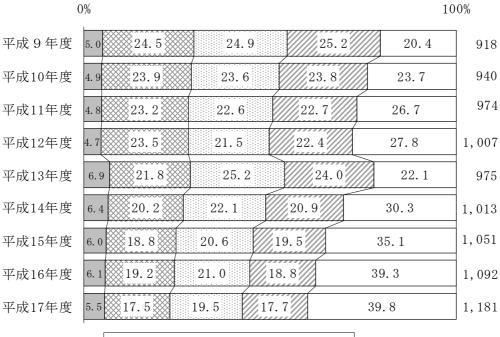


最重度 重度 中度 軽度 不明 合計 知的障害者 65 5.5% 207 17.5% 230 19.5% 209 17.7% 470 39.8% 1, 181 100.0% <u>3.</u> 5% 0~17歳以下 0.4% 1.6% 0.8% 240 93.8% 256 100.0% <u>8</u>57 18~64歳 59 6.9% 178 207 65歳以上 36.8% 30.9% 13 19.1% 68 100.0%

年齡別·程度別知的障害者数

資料:市資料(平成17年度末現在)

障害程度別割合の推移



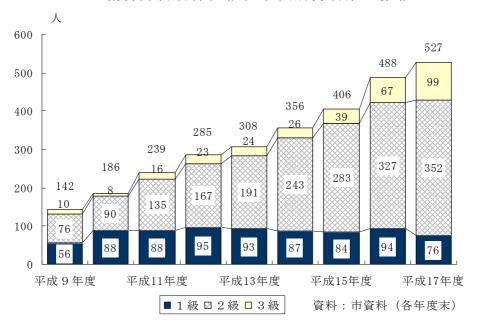
■最重度 図重度 国中度 □軽度 □不明

資料:市資料

(4) 精神障害者

平成17年度末現在の本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は527人で、 内訳は、1級が76人(14.4%)、2級が352人(66.8%)、3級が99人 (18.8%)で、平成9年度末の142人から385人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(5) 難病患者

難病患者数 (特定疾患医療給付の受給者数) は、平成17年度では小児 慢性疾患が187人、特定疾患が1,463人です。

難病患者数(特定疾患医療給付の受給者数)

(単位:人)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
小児慢性疾患	210	179	198	269	187
特定疾患	2, 252	2, 331	2, 578	2, 006	1, 463

資料: 苫小牧保健所(各年度末)

- ※ 小児慢性疾患は平成17年度から認定基準が厳しくなった。(対象病名は増 えたが申請件数が減った。)
- ※ 特定疾患は平成17年度から難治性肝炎と橋本病を除外した。

(6) 障害のある児童・生徒の就学等の状況

市内の小中学校の特殊学級数は平成17年度で44学級、在籍児童生徒数は253人、介添人配置数は14人です。

養護学校に通う児童・生徒数は、平成17年度は小学部12人、中学部16 人です。

盲学校に通う児童は、平成17年度は小学部1人です。聾学校に通う児童・生徒は、平成17年度は小学部1人、中学部1人です。

平成17年度における障害児保育の実施箇所数は12箇所で、利用児童数は28人となっています。

特殊学級在籍児童生徒数

	特殊学級数	在籍児童生徒数	介添人配置数
平成 13 年度	33	183	13
平成 14 年度	36	190	14
平成 15 年度	38	207	14
平成 16 年度	38	213	13
平成 17 年度	44	253	14

資料:市資料(各年5月1日現在)

養護学校児童・生徒数の推移

	養護学校				
	小学部	中学部	総数		
平成 12 年度	15	12	27		
平成 13 年度	19	15	34		
平成 14 年度	16	17	33		
平成 15 年度	11	19	30		
平成 16 年度	11	19	30		
平成 17 年度	12	16	28		

資料:市資料

盲学校児童・生徒数の推移

	盲学校				
	小学部	中学部	総数		
平成 12 年度		2	2		
平成 13 年度		2	2		
平成 14 年度		1	1		
平成 15 年度			0		
平成 16 年度	1		1		
平成 17 年度	1		1		

資料:市資料

聾学校児童・生徒数の推移

	聾学校						
	小学部	中学部	総数				
平成 12 年度	4	2	6				
平成 13 年度	3	2	5				
平成 14 年度	2	2	4				
平成 15 年度		3	3				
平成 16 年度	1	2	3				
平成 17 年度	1	1	2				

資料:市資料

障害児保育利用状況の推移

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度			
実 施 箇所数	13	9	8	11	9	9	12			
利 用 児童数	30	21	20	33	28	27	28			

資料:市資料

(7) 障害者雇用の状況

苫小牧公共職業安定所では、障害者の職業紹介、就職後の職場定着相談などに応じ、また障害者の雇用の促進等に関する法律により雇用の促進を職業の安定を図っています。

障害者が職業に必要な知識・技術を習得するための訓練科目には情報 ビジネス科、建築設計科、ショップマネジメント科、被服縫製科、プリ ントメディア科、家具工芸科、プログラム設計科、CAD機械化などが あります。また、職場適応訓練、障害者試行雇用事業、身元保証制度、 就職資金貸付制度、事業主に対する諸制度、苫小牧心身障害者職親会な ど障害者の職場での定着性を高めて、社会的自立を助長するため色々な 活動を行っています。

市職員の障害者雇用率は、平成17年6月1日現在は、2.7%で、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、地方自治体に定められている法定雇用率2.1%を上回っています。平成13年度からの推移をみると、平成15年度の2.9%をピークに低下傾向です。

民間企業における障害者雇用の状況をみると、本市の平成18年の雇用率は1.62で全国平均1.52よりは上回っていますが、道平均1.65をやや下回ります。平成12年からの推移をみると、平成12年から平成14年にかけて低下傾向にあったのが、平成15年以降持ち直し平成16年には1.69まで伸びたものの、それ以降再び低下しています。

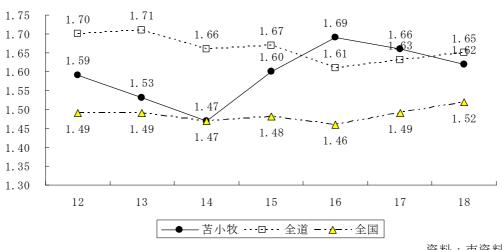
本市職員の雇用状況

(単位:人)

			障害者の数		
	全職員数	A 重度障害者 (常用)	B A 以外の 障害者	C 計 A×2+B	実雇用率
平成13年度	1, 043	9	9	27	2.6%
平成14年度	1,002	9	9	27	2. 7%
平成15年度	988	9	11	29	2.9%
平成16年度	1, 152	11	10	32	2.8%
平成17年度	1, 126	9	12	30	2. 7%

資料:市資料(各年度6月1日現在)

民間企業における障害者雇用の状況



資料:市資料

(8) 通所の状況 (平成17年度中の実利用者数)

平成17年度の身体障害者(児)の施設通所状況は、苫小牧市心身障害者福祉センター身体障害者デイサービス事業に61人、苫小牧市児童デイサービス事業おおぞら園に219人です。

知的障害者(児)は、知的障害者更生施設「青雲」に5人、「樽前希望学園」に3人、「永光」に10人、知的障害者入所授産施設(通所)「美々川福祉園」に8人、知的障害者通所授産施設「美々川デイセンター」33人、「ワークランドのぞみ」21人、「ワークランドのぞみ分場」12人、「愛らんど」18人、「愛らんど分場きのこランド」17人、心身障害者地域共同作業所「ひので作業所」16人、「すばる作業所」18人、「やよい作業所」19人、「とよかわ作業所」16人が通所しています。

精神障害者は、精神障害者地域共同作業所「もなみ共同作業所」に34人、「もなみ第二作業所」に14人、「工房四季」に12人、精神障害者通所授産施設「CARECENTERアルドール」に30人、「マイランドリー」に39人、精神障害者小規模通所授産施設「就労支援センターまろにえ」に25人、「はぁ~とカレー」に29人、苫小牧地域生活支援センターに28人が通所しています。

施設通所状況 (身体障害者・児)

	単位:人						
法人名	施設名	設置 主体	経営 主体	利用者数			
身体障害者デイ	身体障害者デイサービス事業						
苫小牧市	苫小牧市心身障害者福祉セン ター	市	市	61			
児童デイサービ	ス事業						
苫小牧市	苫小牧市児童デイサービス事 業おおぞら園	市	市	219			

施設通所状況 (知的障害者・児)

単位:人

		設置	経営主	半位 . 八
法人名	施設名	主体	体	利用者数
知的障害者更生施認	没(通所)			
緑星の里	青雲	社福	社福	5
希望の里	樽前希望学園	社福	社福	3
緑星の里	永光	社福	社福	10
緑星の里	光陽荘	社福	社福	0
知的障害者入所授施	奎施設(通所)			
美々川福祉会	美々川福祉園	社福	社福	8
知的障害者通所授	奎施設			
美々川福祉会	美々川デイセンター	社福	社福	33
緑星の里	ワークランドのぞみ	社福	社福	27
緑星の里	ワークランドのぞみ分場	社福	社福	12
ビバランド	愛らんど	社福	社福	18 17
ビバランド	愛らんど分場きのこランド	社福	社福	17
心身障害者地域共同	司作業所			
育成会	ひので作業所	団体	団体	16
育成会	すばる作業所	団体	団体	18
育成会	やよい作業所	団体	団体	19
育成会	とよかわ作業所	団体	団体	16

施設通所状況 (精神障害者)

単位:人

				平位 . 八
法人名	施設名	設置 主体	経営 主体	利用者数
精神障害者地域	共同作業所			
もなみ会	もなみ共同作業所	団体	団体	34
もなみ会	もなみ第二作業所	団体	団体	14
凡人会	工房四季	団体	団体	12
精神障害者通所	授産施設			
せらぴ	CARECENTERアルドール	社福	社福	30
玄洋会	マイランドリー	医療	医療	39
精神障害者小規	模通所授産施設		•	
せらぴ	就労支援センターまろにえ	社福	社福	25
ふれんど	はぁ~とカレー	社福	社福	29
精神障害者地域	生活支援センター			
せらぴ	苫小牧地域生活支援センター	社福	社福	28

(9) 入所の状況 (平成 17 年度中の入所実人員)

平成17年度の本市の身体障害者の施設入所状況は、身体障害者療護施設「樽前かしわぎ園」に32人、「ライフウィング」に13人で合計45人です。

知的障害者は、知的障害者更生施設「光陽荘」に25人、「青雲」に23人、「やまぶき」25人、「永光」に13人、「樽前希望学園」4人、知的障害者入所授産施設「美々川福祉園」に16人、知的障害者通勤寮「いぶき寮」に11人で、7つの施設に合計117人が入所しています。また、知的障害者グループホームは市内に20ヵ所あり40人が利用しています。

精神障害者は、共同住居「あけぼの寮」に3人、「ウィング」に8人、

生活訓練施設 (援護寮) 「遊友荘」に16人、福祉ホーム「マインズ」に 20人で、4つの施設に合計47人が入所しています。また、精神障害者グ ループホームは市内1箇所あり、7人が利用しています。

施設入所状況(身体障害者)

				<u> </u>			
法人名	設置 主体	経営 主体	利用者数				
身体障害者療護施設							
苫小牧慈光会	樽前かしわぎ園	社福	社福	32			
緑星の里	ライフウィング	社福	社福	13			

施設入所状況 (知的障害者·児) _{單位 · 人}

				単位:人
法人名	施設名	設置 主体	経営 主体	利用者数
知的障害者更生	施設			
緑星の里	光陽荘	社福	社福	25
緑星の里	青雲	社福	社福	23
緑星の里	やまぶき	社福	社福	25
緑星の里	永光	社福	社福	13
希望の里	樽前希望学園	社福	社福	4
知的障害者入列	行授産施設			
美々川福祉会	美々川福祉園	社福	社福	16
知的障害者通勤				
緑星の里	いぶき寮	社福	社福	11
知的障害者グル	ノープホーム			
緑星の里	しらかば荘	社福	社福	3 1
緑星の里	さくら寮	社福	社福	
緑星の里	からまつ荘	社福	社福	2
緑星の里	沼ノ端ホーム	社福	社福	0
緑星の里	ライラック	社福	社福	4
緑星の里	ポプラ	社福	社福	4
緑星の里	ひまわり	社福	社福	4
緑星の里	ピノキオ	社福	社福	1
緑星の里	中野ホーム	社福	社福	4
緑星の里	カトレア	社福	社福	4
緑星の里	たんぽぽハウス	社福	社福	0
緑星の里	いーぐる	社福	社福	3
緑星の里	どんぐり	社福	社福	0
緑星の里	ノーサイド	社福	社福	0 2
緑星の里	ジョージア	社福	社福	0
希望の里	はなまる	社福	社福	1
ビバランド	リラックス	社福	社福	3
美々川福祉会	美々川	社福	社福	2
美々川福祉会	セイリング	社福	社福	3 2 2
美々川福祉会	ウイング	社福	社福	0

施設入所状況 (精神障害者)

		設置		単位:人				
法人名	施設名		経営 主体	利用者数				
精神障害者共同住居								
玄洋会	あけぼの寮	医療	医療	3				
玄洋会	ウイング	医療	医療	8				
精神障害者生活訓練	東施設(援護寮)							
こぶし	遊友荘	医療	医療	16				
精神障害者福祉ホ-	- A							
玄洋会 (B型)	マインズ	医療	医療	20				
精神障害者福祉グループホーム								
玄洋会	グリーングラス	医療	医療	7				

3-1 障害者に関わる取り組みの現状

本市の障害者に関わる取り組みの現状は表のとおりです。

障害者に関わる取り組みの現状

/ 分里	ř	対象	者	身体障害者知的障害者精神障害者		
	啓 発・広報活動			福祉ガイドブックの発刊 目の不自由な方へ朗読奉 仕団の協力による「声の 広報」の提供		
啓発						スポーツサークル (車イスバスケットボール、盲人卓球等のサークル あり、北海道障害者スポーツ大会等に参加) 障害者生涯学習支援事業 (カラオケ教室、ダンス教室、茶道教室、パソコン教室等) 苫小牧市身体障害者福祉連合会
光· 広報	· 広			苫小牧肢体障害者福祉協会 苫小牧聴力障害者福祉協会 苫小牧視覚障害者福祉協会 苫小牧地区肢体不自用児父母の会 苫小牧自閉症児者父母の会 苫小牧自閉症児者父母の会 苫小牧地区ことばを育てる親の会 苫小牧地区ことばを育てる親の会 苫小牧精神障害者社会復帰支援協会(もなみ会) 道央佐藤病院家族会(ゆのみ会) 苫小牧精神障害者地域家族会すぎな会 日本オストミー苫小牧分会 お男心7H、苫小牧腎友会、北鈴会苫小牧支部 苫小牧断酒会、苫小牧断酒新生会、AA苫小牧グループ ミルクの会 こぶしフレンズ、ほのぼのクラブ、凡人会、コスモス・サークル		
教育・	就学前	・療	育	児童デイサービス・おおぞら園 はなぞの幼稚園での統合教育 混合保育、混合幼児保育 私立幼稚園障害児教育補助		
育成	障害!	見 教	育	特殊学級に介添人の配置 特殊学級通学等支援事業 子ども発達支援事業 小・中学校への障害者トイレ・エレベーターの設置		

 分里	·		対象	?者	身体障害者	知的障害者	精神障害者
雇	雇 .	用(D 促	進	苫小牧心身障害者職	親会	
用 就	雇	用の	り状	況	市役所職員(雇用率	£ 2.7%)	
労	福	祉 的 就 労		労			通所授産施設 2 小規模通所授産施設 1
伊	訪	訪問 指導			健康相談(妊産婦	・乳児・一般)	
保健					重度心身障害者医療	費助成制度	
· 医 療	医療費助成制度		刂度	老人保健法による医 療費給付制度		老人保健法による 医療費給付制度	
					自立支援医療(更生	医療・精神通院医療)	
	福祉	のま	ちづく	(1)	苫小牧市福祉のまちつ	くり条例による適合証のク	交付
生	住	宅	政	策	障害者住宅(公営) リフォーム支援事業		
-活環境	交 通 · 移 動 対 策			市営バス無料乗車証交 低床バス・箱型待合所			
児			策	福祉ハイヤー助成制度 重度心身障害者タクシ	/一料金制度		
	公丨	園 0	D 整	備	公園の段差解消 身体障害者用トイレ整備		
	居宅介護			護	12 事業所		
		重度	を訪問 :	介護	9 事業所		
	_	行	動援	護		2事業所	
障	介護給	生	活介	護	1 事業所		
障害福祉サ	付	児童	〒゛イサ-	-t` ス	2事業所		
 			期 入 ıートス :		8 事業所		
ービス]生活: アホー			5ヵ所	1ヵ所
	訓練等		が継続 B型			1事業所	
	練等給付]生活: レープホ-			15 ヵ所	1ヵ所
	旧	法	施	設	療護施設 2	更生施設 5 授産施設 4 通勤寮 1	

 分里	対象者	身体障害者知的障害者精神障害者				
	相談支援事業	障害者相談支援事業、成年後見制度				
地	コミュニケーション支援事業	専任手話通訳員配置 手話通訳者派遣事業				
域	日常生活用具給付事業	6 種目 45 品目 (うち児童のみ 2 品目)				
生活支援事業	移動支援事業	11 事業所				
事業	地域活動支援センター	地域活動支援センターあさひ、サポートセンターあそしえ、 吉小牧地域生活支援センター、就労支援センターまろにえ、 アトリエリアン、地域活動支援センター工房四季				
	その他の事業	日中一時支援事業、移動入浴車派遣事業、 更生訓練費給付事業、自動車運転免許取得費・改造費補助				
ح	相談窓口	心身障害者福祉センター 心身障害者相談員の配置 苫小牧地域生活支援セ 身体障害者相談員17人 ンター				
国民年金障害基礎年金、特別障害給付金、障害厚生年 特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手 生活保護制度、心身障害者扶養共済制度、 在日外国人福祉手当、生活福祉資金貸付制度、税金						
サービ	交 流 施 設	市のスポーツ施設の利用料無料				
ス	そ の 他 のサ ー ビ ス	補装具の交付・修理 自助具給付事業 紙おむつの給付 緊急通報システムの 設置福祉ホーム (B型) 1ヵ所 共同住居 2ヵ所				

3

アンケート調査結果

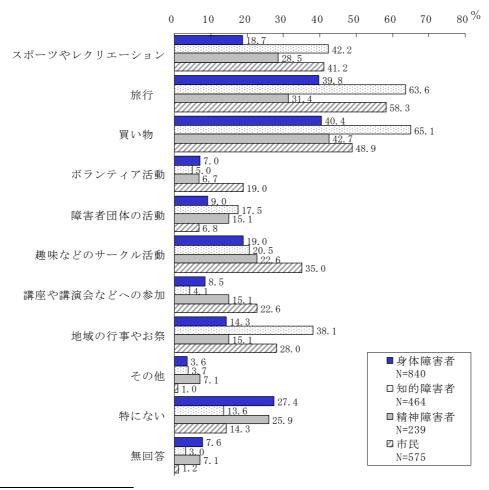
この計画を策定するにあたって平成18年7月に実施した「苫小牧市障害者計画策定のためのアンケート調査」*(以下、「アンケート調査」とする)結果から明らかになった障害者、障害児、20歳以上の市民の障害者施策についての意識や意向等は次のとおりです。

1 余暇交流・コミュニケーションについて

(1) これからしたい活動

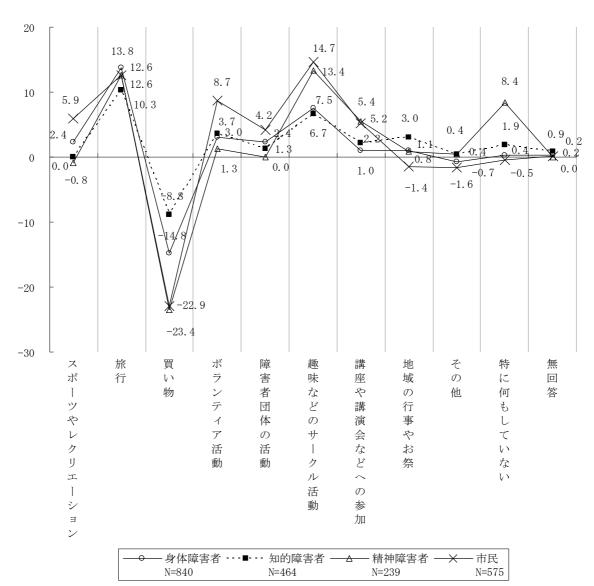
これからしたい余暇活動は、「買い物」「旅行」が高くなっています。障害種別によらず、「旅行」「趣味などのサークル活動」が伸び、「買い物」が縮小する傾向があります。

これからしたい活動 (あてはまるものすべてに〇) (障害者・市民)



^{**}本市に居住する障害者(児童以外の障害手帳所持者)、障害児(児童の障害者手帳所持者)、20歳以上の市民を対象に3種類の調査票で実施した。有効回答数は、障害者1,537(有効回答率58.4%)、障害児153(有効回答率54.1%)、市民575(有効回答率38.3%)である。平成18年7月実施。

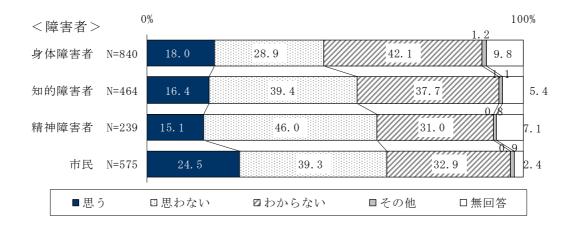


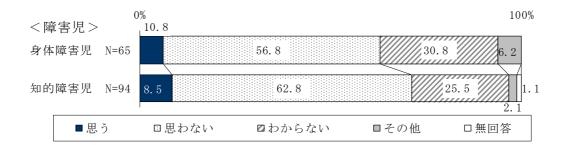


(2) 障害者の社会参加についての理解

障害者の社会参加への理解が深まっていると「思う」障害者は1~2割強に対し、「思わない」は3~6割で「思う」を上回っています。 市民は、それぞれ2割強、4割強で、障害者より楽観的な見方をしています。

障害者の社会参加についての理解(障害者)

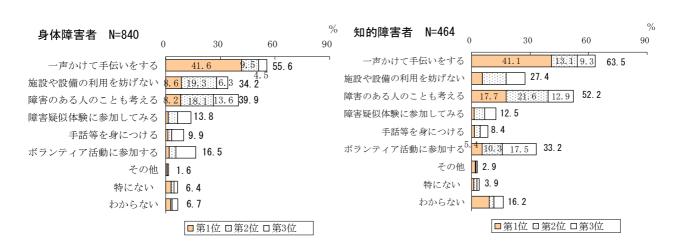




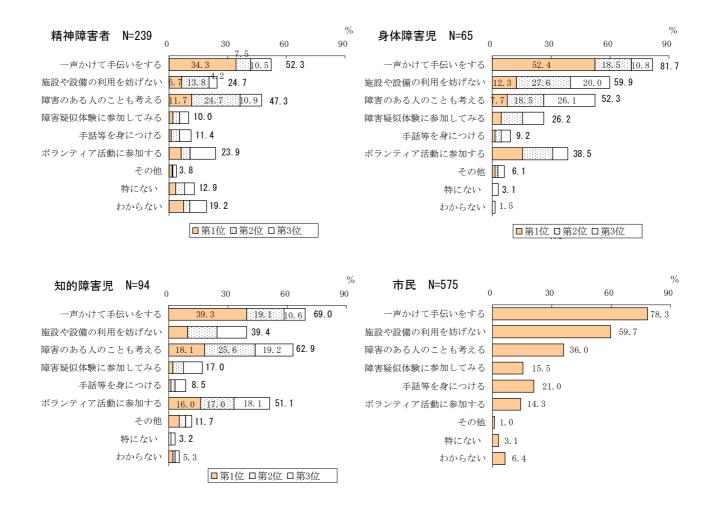
(3) 地域の人に実行してほしいこと

地域の人に実行して欲しいこととして「一声かけて手伝いをする」は障害者の $5\sim6$ 割強、障害児の $7\sim8$ 割が望み、市民も8割近くが自分でもできることとして挙げている。「障害のある人のことも考える」が $4\sim6$ 割、「施設や設備の利用を妨げない」 2割強 ~6 割も望まれており、市民もそれぞれ4割弱、6割ができると考えています。

地域の人に実行してほしいこと (主なものから順に第1位~3位)



地域の人に実行してほしいこと (主なものから順に第1位~3位)



2 仕事について

(1) 就業状況

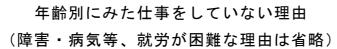
「18~39歳」で定期的な仕事が「ある」は、知的障害者(男女)は6割弱と高く、精神障害者(女)は2割弱と低くなっています。「18~39歳」の働き方は、いずれも「授産施設・福祉施設」が高くなっています。

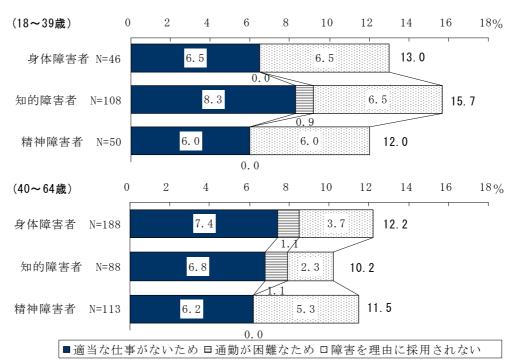
(18~39歳) 70[%] 0 10 20 30 40 50 60 身体障害者 男 N=48 8.3 12.5 16.7 39.6 8.8 女 N=34 32.4 47.1 2. 9 0.0 3.70.60.6 知的障害者 男 N=164 11.0 10.4 32.3 58.5 女 N=94 56.4 8. 5 40.4 2. 1 4. 3 1. 1 2.8 精神障害者 男 N=36 5.6 30.6 41.7 11.1 女 N=36 8.38 19.4 (40~64歳) 70% 10 20 30 40 50 60 8. 3 5. 6 **38. 9** 身体障害者 男 N=144 4.9 18.8 女 N=128 3.94.7 7.8 19.5 2.30.8 知的障害者 男 N=86 10.5 27.9 52.3 **39.7** 3.5 女 N=78 3.85.1 28.2 1.31.3 2.63.9 1. 3 17. 1 26.3 精神障害者 男 N=76 10.5 21.1 女 N=76 6.6 1.31.3 ■自営業 □家業の手伝い □会社・団体等の正規の職員、役員 □臨時、日雇い、パート、嘱託等 ■内職 □授産施設、福祉作業所 図その他 □無回答

性別・年齢別にみた就業状況・就業率

(2) 仕事をしていない理由

仕事をしていない社会的な理由(「適当な仕事がないため」「通勤が困難なため」「障害を理由に採用されない」)について、年齢別にみると、「18~39歳」では障害の種別によらず「適当な仕事がないため」「障害を理由に採用されない」がほぼ同率であわせて1割強です。「40~64歳」になると、身体障害者・知的障害者は「障害を理由に採用されない」が低下しています。精神障害者は「18~39歳」とほとんど変化がありません。

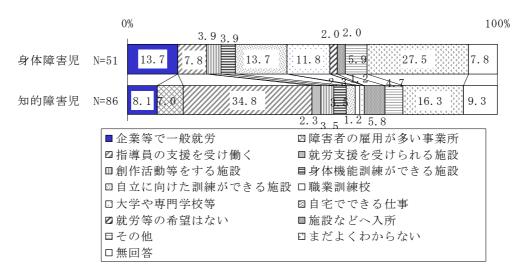




(3) 希望する将来の進路

希望する将来の進路として、身体障害児は「企業等で一般就労」「自立訓練ができる施設」「大学や専門学校等」がいずれも1割を超えるなど、多様な意向があります。知的障害児では「指導員の支援を受け働く」が3割を超えて高く、あとは1割にも及びません。

希望する将来の進路 (障害児)



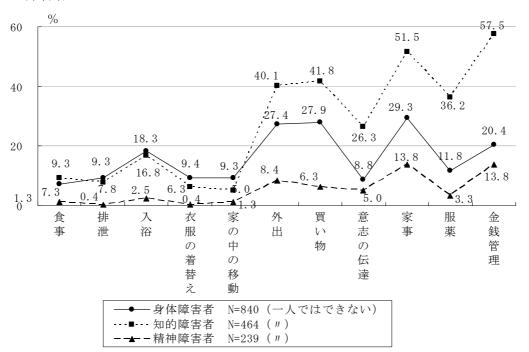
3 介助の程度・困っていることについて

(1) 介助の程度

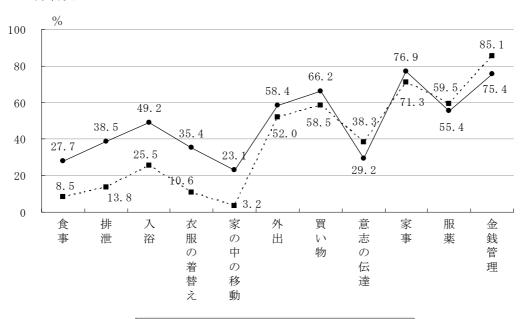
日常生活での援助や介助の程度をみると、身体障害者は、「外出」「買い物」「家事」が一人でできない割合が高く、知的障害者は、これに加えて「金銭管理」「服薬」も高くなっています。精神障害者は、「家事」と「金銭管理」が高く、障害児は、「家事」「金銭管理」「買い物」「外出」「服薬」が高くなっています。

日常生活での援助や介助の程度

<障害者>



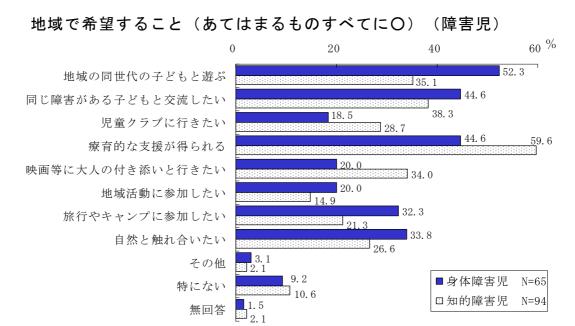
<障害児>



→ 身体障害児 N=65 (一人ではできない)… 知的障害児 N=94 (")

(2) 地域で希望すること

地域で希望することでは、療育的な支援に加えて、地域の同世代又 は同じ障害のある子どもと交流したいという希望を 4~5割がもって います。

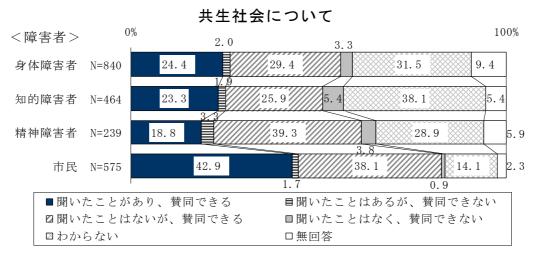


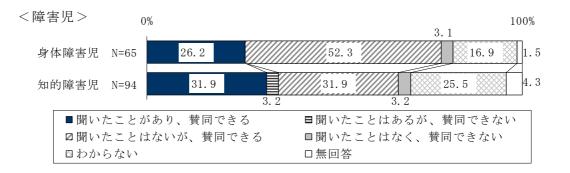
4 障害者福祉を進めるため必要なこと

(1) 共生社会

「共生社会」について聞いたことがある障害者・障害児は2~3割強、市民は4割強です。共生社会に賛同するのは、障害者の5~6割、市民の8割、障害児の7~8割です。

「国調査」との比較では、"聞いたことがない"割合(「聞いたことはないが賛同できる」と「聞いたことはなく、賛同できない」を合わせた割合)は10ポイント国調査より低くなっています。





共生社会について (国調査との比較)

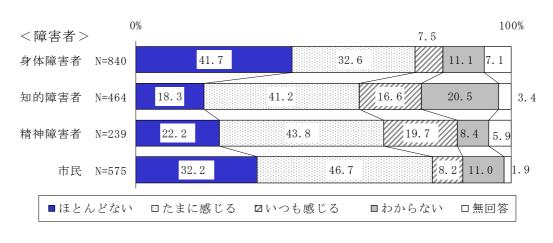
	市民			
	市	N=575	国	N=2047
1 聞いたことがあり、賛同できる		42. 9		40.0
2 聞いたことはあるが、賛同できない		1. 7		2.0
3 聞いたことはないが、賛同できる		38. 1		46.9
4 聞いたことはなく、賛同できない		0. 9		2.5
5 わからない		14. 1		8.5
無回答		2. 3		_

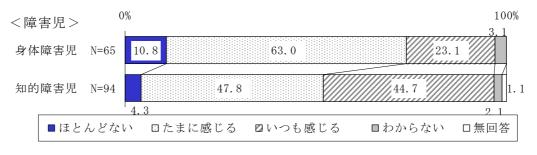
注:「国調査」とは内閣府が平成 17 年1月に実施した「障害者の社会参加に関する特別世論調査」のことである。全国 20 歳以上の者 3,000 人を対象に、2,047 票を回収した(有効回答率 68.2%)。

(2) 差別や偏見、疎外感を感じるか

差別や偏見、疎外感を身体障害者は4割、知的障害者は6割弱、精神障害者は6割強、市民は5割強が感じています。障害児は9割前後が感じています。

差別や偏見、疎外感を感じるか



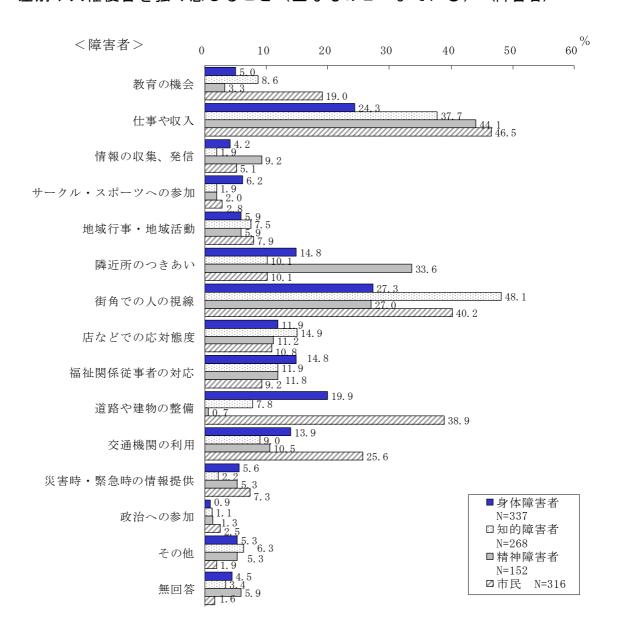


(3) 差別や人権侵害を強く感じるところ

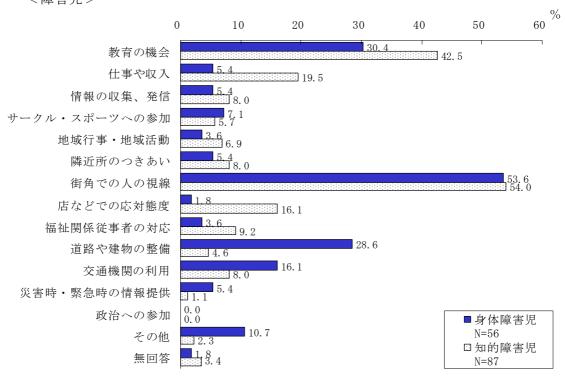
差別や人権侵害を強く感じるところとして、「街角での人の視線」 を障害者・障害児の3~5割強、市民の4割があげています。

「仕事や収入」を市民の4割、精神障害者の4割強、身体障害者の 2割強があげています。

差別や人権侵害を強く感じること(主なもの2つまでに〇)(障害者)



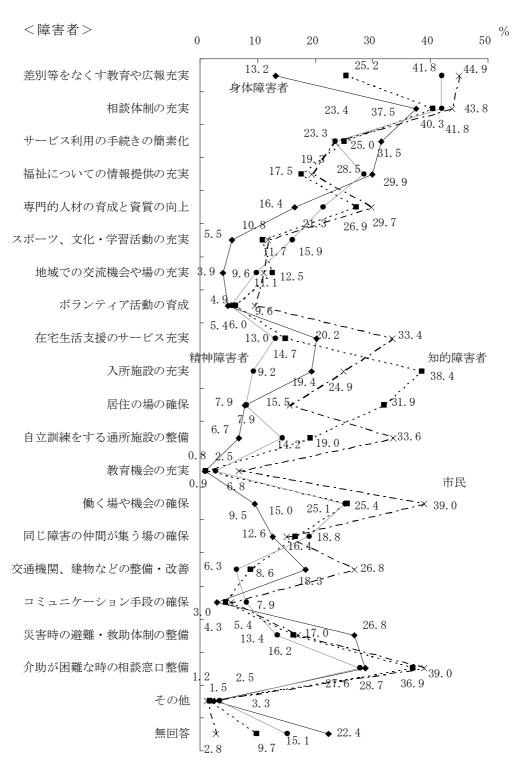
<障害児>



(4) 特に必要な障害者施策

「相談体制の充実」は、障害者、障害児、市民いずれでも高く望まれています。精神障害者、障害児、市民では「差別等をなくす教育や広報充実」が高くなっています。知的障害者では「入所施設の充実」が高く、知的障害者と障害児では「介助が困難な時の相談窓口整備」も高くなっています。

現在、特に必要な障害者施策 (あてはまるものすべてに〇)



<障害児>

10 20 30 40 50 60 % 38.5. 差別等をなくす教育や広報充実 相談体制の充実 35. 4 43.6 サービス利用の手続きの簡素化 27.7 38.5 福祉についての情報提供の充実 28. 7 • . • 32. 3 専門的人材の育成と資質の向上 知的障害児 15.4 スポーツ、文化・学習活動の充実 N = 94-5. 3 地域での交流機会や場の充実 **∮**10.8 9.2 ボランティア活動の育成 5. 3 在宅生活支援のサービス充実 20.0 12. 8**˙**.. 入所施設の充実 居住の場の確保 6. 2€ 自立訓練をする通所施設の整備 **33.** 0 18.5 教育機会の充実 24. 5 26. 2 21.5 働く場や機会の確保 同じ障害の仲間が集う場の確保 $\phi 20.0$ 交通機関、建物などの整備・改善 9.6 18.5 N = 65コミュニケーション手段の確保 **€**6. 4 [4.6]16.9 災害時の避難・救助体制の整備 11.7 介助が困難な時の相談窓口整備 その他 無回答

4 用語解説

ア行

アスペルガー症候群(10頁)

*言語発達や認知発達に遅れはないが、社会性や興味の関心が限定される障害。「言葉と知能の遅れのない自閉症」と言われることもある。3歳までの言語発達に遅れはないが、マイペースで一方的な対人行動、人見知りをせず初対面の人でも平気、などの特徴がみられる。成長とともに人間関係の障害、固定化または儀式化された行動やくせ、非機能的な儀式への執着も。しかし言語能力は正常で、IQも正常とされる。

NPO(44,49頁)

*民間非営利団体のこと。Non Profit Organization の略。特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「NPO 法人(特定非営利活動法人)」と呼ばれる。法人格を持たない民間非営利団体も NPO。非営利とは、利益の非分配、つまり配当をしないという意味であり、収益活動をしないという意味ではない。

音響式信号機(55頁)

*灯火によって表示されている信号の内容を、音響によって視覚障害者に知らせる装置。 歩行者の青色信号時間帯にのみ音響を発し、視覚障害者はこの音響を聞き取り、安全 に交差点等を横断することができる。

力行

学習障害(LD)(10,22頁)

*基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

共生社会(7, 8, 11, 46, 93, 94 頁)

*人間は一人ひとりがすべて異なる存在であり、この違いをかけがえのないものとして 受けとめ互いが理解し合い、共に生きる社会。

グループホーム (38, 39, 80, 81, 83 頁)

*地域社会の中にあるアパート、一戸建てなどの住宅において、数人の障害者が共同で生活する形態で、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。障害者のグループホームには、知的障害者グループホームと精神障害者グループホームとがある。

ケアマネジメント (33, 42, 43頁)

*障害者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法である。

ケアホーム (39頁)

*生活介護や就労継続支援等を利用している知的障害者・精神障害者に、地域において 自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を行う共同生 活施設。

健康カレンダー (36頁)

*市民健康教室の日時・開催場所・テーマ等詳しく掲載している他、生活習慣病の健康 診断や胃ガン・肺ガン・大腸がん検診の実施日・時間・実施会場なども掲載している。

高次脳機能障害(38,41頁)

*交通事故による頭部外傷によって視覚、聴覚の感覚機能や手足の運動機能を除いた大脳の機能に障害を残している状況である。記憶障害、注意障害、遂行機能障害、失語などの認知障害を主な原因として、日常生活・社会生活への適応に困難を有する障害。

高次脳機能障害者支援事業(41頁)

*地域において高次脳機能障害者の支援が円滑に実施されるよう、診断基準、標準的訓練プログラムの普及を図り、医療機関における高次脳機能障害に関する診断、リハビリテーションの取り組みを推進する。また、高次脳機能障害者、家族等に対し就学、就労、在宅生活支援等の相談支援を行いネットワークを構築すると共に、保健福祉事務所や市町村、相談機関等の相談対応者の能力を高める。

広汎性発達障害(10頁)

*通常、3歳までに確認される脳の発達障害で、自閉症やその近縁の障害を含むため「自閉症スペクトラム」とも呼ばれる。発症率は 0.6~1%で、男女比は男 4~8:女 1 と男性に多い。障害の特徴は、相対的対人関係の質的障害、コミュニケーション機能の質的障害、活動と興味の範囲の著しい限局性(幅が狭く常同反復的)などである。言語の獲得も悪いケースが多い。特に幼児期~学童期に多動性障害を示し、教育現場で大きな問題になっている。

サ行

災害時要援護者台帳(56頁)

*必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人々の台帳。具体的には、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等が考えられる。

支援費制度(7, 11, 38頁)

* 平成 15 年 4 月にスタートした制度で、行政が行政処分によりサービスを決定する 措置制度を改め、障害者自らがサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づいて、 契約によりサービスを利用する制度。

市民健康教室(36頁)

*生活習慣病の予防や健康増進のための日常生活、食事上の注意、寝たきり予防など、健康で自立した毎日を送るために、医師、歯科医師、薬剤師がわかりやすく講話をする。年間 15 回実施している。時間は 2 時間程度で、保健師による血圧測定等も受けられる。

児童デイサービス「おおぞら園」(23,24頁)

*心身に障害あるいは発達に遅れやつまずきが見られ、通園して訓練指導が必要な、原則として就学前の児童を対象に、相談と、個別的・集団的に必要な訓練指導を行い、個々の児童の発育・発達を促すとともに経験を豊かにすることで、円滑な社会生活へつなげることを目的としている。

自閉症(10,22,33頁)

*脳機能障害が推測される発達障害のこと。その診断は、相互的社会干渉の障害、コミュニケーションの障害、興味・関心の限局性の3つの行動症状より行われ、3歳以前に現れる。

授産施設(26, 29, 40, 79, 80, 83, 89頁)

* 就業が困難だったり、生活に困っている障害者を対象とし、入所または通所の方法により、必要な訓練や職業の提供を受け、自活できるようにする施設。

就労移行支援(29頁)

*一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

就労継続支援(29頁)

*通常の事業所で働くことが困難な人に、就労機会の提供や生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う事業。一般就労が可能と見込まれる人を対象とするA型(雇用型)、就労に必要な知識及び能力の向上・維持が期待される人を対象とするB型(非雇用型)がある。

障害者基本法(8,11,13頁)

*身体障害、知的障害、精神障害を対象として、施策の基本理念や生活全般にかかわる施策の基本となる事項を定めた法律で、障害のある人の「完全参加と平等」を目的としている。

障害者の日(47頁)

*12月9日は、国連で「障害者の権利宣言」が採択された日。国際障害者年を記念して、昭和56年に、障害者問題に対する理解と認識を深めるために定められた。

障害者自立支援法(3,7,11,13,26,38,42頁)

*障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設。新たな利用手続き、在宅福祉サービスに係る国等の負担に関する事項、福祉サービスの利用者負担の見直しに関する事項等は平成 18 年 4 月 1 日施行。新たな施設・事業体系への移行に関する事項等は平成 18 年 10 月 1 日施行。

職親会(28, 78, 83頁)

*知的障害者や精神障害者に対して理解が深く、仕事の場を提供し、社会適応訓練を通じて社会復帰の促進を図ることに協力してくれる民間事業者の会。

職業訓練センター(27頁)

*事業所で働いている人や、地域住民の能力開発を図るため、職業訓練や専門技能の養成の場として、雇用促進事業団が設置したもの。さらに苫小牧市技能研修センターが併設されており、苫小牧地域職業訓練センター運営協会が委託を受けて運営している。職業訓練センターは教室、パソコン教室、視聴覚室、会議室、行動及び実習棟からなり、市技能研修センターには研修室、実習室などが設置され「基本技能を学ぶ」「最新の技術技能を身に付け社会貢献する」をモットーに、活力ある人材育成を目指す。

身体障害者補助犬(55頁)

* 視覚、聴覚、肢体に障害のある人の日常生活をそれぞれに支える盲導犬、聴導犬、介助犬の総称。「身体障害者補助犬法」では、身体障害者が公共的施設、公共交通機関等を利用する場合において、身体障害者補助犬を同伴することができることなどを定めている。

成年後見制度(44頁)

*精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症など)により判断能力が十分でない方が 不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付 けてもらう制度。

夕行

多目的トイレ(54頁)

*車いす使用者,肢体不自由者,オストメイトに対応した設備やベビーシートの設置などによって誰もが利用できるトイレ。最近では多機能トイレといわれている。

胆道閉鎖症スクリーニング検査(23頁)

*生まれつき、又は生後まもなく肝臓と腸をつなぐ胆管が詰まって、胆汁を出せなくなる病気。症状は、生後1か月になっても皮膚の黄疸がとれず、便の色が黄色や白っぽくなる。治療するには、生後60日以内に胆汁が腸に流れ始めるため、閉鎖している胆管を正常に戻すための手術が必要。この検査は赤ちゃんの胆道閉鎖症を早期に発見するための検査で、「胆道閉鎖症検査用紙」(カラーカード)によって行う。検査を受けるために、1か月健診の時、この検査用紙に必要事項を記入して提出する。

チャレンジド (7頁)

*「障害を持つ人」を表すもので、障害をマイナスとのみ捉えるのではなく、障害を持つゆえに体験する様々な事象を自分自身のために、あるいは社会のために積極的に活かしていこうという想いが込められている。

注意欠陥多動性障害(ADHD)(10,22頁)

*落ち着きがない、じっとしていられない、おしゃべりが多いなど注意力が散漫な症状。これは性格やしつけが原因ではなく、脳の注意力をつかさどる機能に障害が生じているものである。そのため授業に参加できなかったり、周囲に溶け込めなかったりして学校生活や社会生活がうまく送れない。幼少期に発症し、軽症な場合には成長とともに緩和する。

地域活動支援センター(26頁)

*在宅障害者などが通所により創作活動・生産活動を行い、社会との交流の促進などを 行う施設。

地域福祉権利擁護事業(44頁)

*認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

適合証(10,53,54頁)

*「福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合した施設に適合証を交付するとともに、 広報紙やホームページ等で、高齢者や障害者等にやさしい施設として積極的にPRしていく。

点字ブロック(10,55頁)

*「視覚障害者誘導用点字ブロック」が正式名称で、「点字ブロック」は、財団法人安全交通試験センターの登録商標となっている。

特別支援学校(24,25頁)

*現在の盲・聾・養護学校の障害種別を超えた特別支援学校を創設し、併せて教員の免許制度の総合化を図るとともに、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う。平成19年4月1日から施行。

特別支援学級(25頁)

*学校教育法が改正され、従来行われてきた特殊学級での指導を継続して実施するために、平成19年4月から、現行の「特殊学級」を「特別支援学級」と改称して存続させるもの。

特別支援教育(22,24,25頁)

*従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて障害のある児童の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

苫小牧市心身障害者福祉センター(30,79頁)

*心身障害者(児)とその家族の福祉の増進と教養の向上及び、健康の維持とそれに伴う体育の普及を目的とする。地域活動支援センターあさひでは、個々の障害者等が、身体機能の維持並びに自立や社会への関わりができるような創作活動、機能訓練、スポーツレクリェーション、野外活動、社会適応活動などの事業を行っている。また、心身に障害あるいは発達に遅れやつまずきが見られ、通園して訓練指導が必要な就学前の児童を対象とした「おおぞら園(児童デイサービス)」も併設している。

苫小牧市福祉のまちづくり推進計画(7,53,54頁)

* 平成 17 年 3 月策定。平成 14 年に制定した「苫小牧市福祉のまちづくり条例」の規定に基づき、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するためのもので、「苫小牧市福祉のまちづくり推進会議」の意見やアンケート調査を参考に策定。条例の趣旨に基づき、市、事業者及び市民が取り組む具体的な事項や公共施設の整備に加え、意識づくりやコミュニケーションなどソフト面の事項についても盛り込んでいる。

苫小牧市福祉のまちづくり条例(7, 10, 53, 54, 55 頁)

* 平成 14 年 3 月制定。高齢者、障害者等の社会参加を困難にしている建物等の構造上の障壁、偏見等の意識上の障壁その他日常生活又は社会生活における様々な障壁を取り除き、誰もが自らの意思で自由に行動し、社会参加できる環境を作り上げる必要がある。高齢者、障害者等の積極的な社会参加を可能とするための福祉のまちづくりが、同時に全ての市民にとって暮らしやすいまちづくりになるとの認識のもと、福祉のまちづくりを推進するため、この条例を制定した。

ナ行

ノーマライゼーション(11,47頁)

*あらゆる障害者にノーマルな(普通の)生活を保障することをいう。つまり障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉をすすめる概念である。

ハ行

発達障害者支援法(7,11頁)

*発達障害は、人口に占める割合は高いにもかかわらず、法制度がなく、制度の谷間になっており、従来の施策では十分な対応がなされていないことから、平成16年12月に成立した。法は、①発達障害の定義と法的な位置づけの確立、②乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進、③専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保、④子育てに対する国民の不安の軽減等を目的としている。 なお、同法での発達障害の定義は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これらに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。

バリアフリー(4, 10, 45, 46, 47, 50, 51, 53, 54, 55頁)

*障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという 意味。元々住宅建築用語として登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多い が、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての 障壁の除去という意味でも用いる。

北海道立特殊教育センター(24,25頁)

*北海道における特殊教育の振興と充実を目的として昭和62年9月に開所。併設されている北海道立心身障害者総合相談所及び北海道中央児童相談所、福祉、医療等の関係機関と連携し、障害のある乳幼児や児童生徒及び保護者のニーズに応じた教育相談、盲学校、聾学校及び養護学校や特殊学級等の教職員への研修等を行っている。

北海道障害者職業センター(27頁)

*障害者に対して、ハローワーク(公共職業安定所)と協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害者の状況に応じた継続的なサービスを提供している。道内の地域障害者職業センターは、札幌市にある北海道障害者職業センターと旭川市にある北海道障害者職業センター旭川支所の2ヵ所である。

北海道人権施策推進基本方針(48頁)

*北海道では、これまで人権の尊重という憲法の基本理念を踏まえ、女性や子ども、障害者やアイヌの人々など、社会的に配慮が必要とされる人たちへの施策の推進に努めてきた。21世紀は「人権の世紀」と言われているが、新しい世紀を迎えても、いまだに暴力や虐待などさまざまな人権問題が発生しており、また、国際化や情報化の進展は、インターネットを媒体としたプライバシーの侵害など、新たな人権問題も生み出している。こうした背景を踏まえ、道政のあらゆる分野で人権に配慮した施策の積極的な推進に努め、真に人権が尊重される北海道づくりに取り組むため、「北海道人権施策推進基本方針」を平成15年3月に策定した。

ヤ行

ユニバーサルデザイン(54 頁)

*障害のある人や高齢者のために特別の対策を行うのではなく, まちづくりやものづく りの最初の段階から「誰にでも使いやすい」ように計画・設計すること。

要約筆記(51,52頁)

*聴覚障害者(ろう者、中途失聴者、難聴者)に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。「聴覚障害者のためのコミュニケーション保障の一つの方法であり、話の内容をつかんで、それを筆記し、聴覚障害者に伝達するもの。

ラ行

ライフステージ(40,46頁)

*年齢にともなって変化する生活段階のこと。年代別の生活状況。

リハビリテーション(11,34,35,36頁)

*障害者の身体的・精神的・社会的能力を最大限に回復させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいう。①医学的②教育的③職業的④社会的の4つの分野に大別される。



苫小牧市障害者計画

平成19年3月

発行:苫小牧市保健福祉部社会福祉課

〒 053-8722 苫小牧市旭町4-5-6

TEL 0144-32-6111 (代表)

http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/

※この冊子は再生紙を使用しています。 2100